

イタリア財政思想の系譜——租税研究をめぐって

黒須 純一郎

本稿は、J. M. ブキャナンには高く評価されながら、言語上の障害で英語圏（従って、日本）の財政学者には必ずしも十分に知られなかったイタリア財政学の業績を近現代の代表的なイタリア人財政学者、フェッラーラ、デ・ヴィーティ、エイナウディの基本文献を通じて、彼らがイタリア財政学史上的のように位置づけられ、その後のイタリア財政学にどのように影響を与えていくのかを展望しようとするものである。本稿の構成は、第1章序文、第2章 F. フェッラーラの「租税の特殊研究」、第3章 デ・ヴィーティの「国家類型と租税研究」、第4章 L. エйнаウディの「経済的租税と公共価格」、第5章 展望 からなる。特に、フェッラーラについては、「哲学的概念」、「歴史的概念」、デ・ヴィーティについては「独裁国家」、「国民国家」、エイナウディについては「霰型税」、「取り立て税」、「経済的租税」が中心的主題として順次検討され、最後に、プヴィアーニの「財政錯覚」論が展望される。

I. 序 文

G. リッカ・サレルノは、『財政学』¹⁾で、文明社会での個人生活が、予定された連帯でなくとも、各個人の自発的決意のように「個別利益 *interesse particolare*、相互利益 *interesse mutuo*、利他利益 *interesse altruistico*」という同じ動機から刺激を受け取る以上、「人間の共同生活は、連帯の必要性和利益の共有を表現する政治的・強制的特徴を帯びる国家、地方、市町村という通常の具体的な形態で表明される」(pp. 3-4) と述べ、つとにイタリア財政学研究上の類型問題に一石を投じた。

ニコロ・ベッランカは、『イタリア公共財政理論』²⁾で、欧米の1870-1930年の財政学研究の系譜を① アングロ・サクソンの「功利主義」、② ドイツ学説、③ オーストリア、イタリア、スウェーデンの財政理論の3つに大別し、その研究状況の中でイタリア財政学説の系譜の特

1) Ricca Salerno, Giuseppe (1888) *Scienza delle finanze*, Firenze, G. Barbera, Editore.

2) Bellanca, Nicolo (1993) *La teoria della finanza pubblica in Italia 1883-1946*, Firenze, Leo S. Olschki Editore, p. 6.

徴を位置づけようとする³⁾。彼によれば、イタリアの財政学研究は、1883-1946年の60年間に開花し、「財政活動は、共同体的必要がすでに決定された時に始まり、国家がそれらの充足ができるようになった時に終わる諸手段の活動として考えられた」(p. 27)。こうして、ベッランカは、イタリア財政学の伝統的な公共財政の存在と特徴をめぐって従来から提起されてきた4つの国家概念を紹介する。すなわち、①「寄生者国家 *Stato parassita*」、②「後見者国家 *Stato tutore*」、③「交換者国家 *Stato scambista*」、④「有機的統一国家 *Stato organicista*」である。

①は、「国家の強制力を独占し、自己の特殊利益を国家目的と共同体的利益だと [国民に] 思い込ませる諸個人か諸個人の集団の対抗利害の闘争」⁴⁾の場所と国家をみなす。②では、「諸個人は自分たちの嗜好にあわせて行動する。そうすることで、各人が自分の嗜好について仲間を更に啓発して、これらの諸個人が、彼らの目的を他人に従うよりも優れた方策に導く手段を認識できるようにする」⁵⁾。③では、「国家は権利の主体、経済動因の主体として、1私人と比較される。このことは、合法的に作用することになる経済的動機、目的や条件が、国家でも私人でも同じく相互交換が可能であることを意味する」⁶⁾。④では、「社会学的個人主義」⁷⁾を前提として、17、18世紀の同業組合の時期に見られた共同体の個々人の身元確認によって、諸個人間の闘争が避けられる。

しかしながら、ベッランカは、これら財政国家概念の4つの分類は便宜的母型であり、実際には、ほとんどのイタリア財政学者たちが、これらの個々の国家概念にとらわれずかなり自在に併用し、その間を移動して議論していると指摘する。もとより財政学的事実の本質は、経済的事実よりも複雑であり、考察される財政現象が何であれ、常に経済的要素と絡んだ非経済的要素、すなわち、政治的、法律的、道徳的、宗教的な要素にであらう。財政学が、

3) マスグレイヴは、『公共財政論』の第2部第4章第2節「利益論のルネッサンス」で、「古典学派 [リカードとその追従者] が利益に準じた租税を正義の基準として前提したのに対して、新学派は利益支配を均衡条件と解釈した。受入れ利益に準じた租税が、公共サービスの主観的評価に準じて租税分担額を決定することによって形成されることになった」と述べ、新学派は「イタリアではパンタレオーニ、マッゾーラ Ugo Mazzola (1863-1899) デ・ヴィーティで、オーストリアではザックス」(p. 69) だと言う。Masgrave, Richard A. (1959) *The Theory of Public Finance*, Tokyo, McGraw-Hill.

4) De Marco, Antonio De Viti (1953) Lettera a B. Griziotti, *Saggi sul rinnovamento dello studio della scienza delle finanze e del dritto finanziario*, Milano, Giuffrè p. 158.

5) Pantaleoni, Maffeo (1907-8) *Lezioni di economia politica dette nell'Università di Roma l'anno accademico*, Roma, pp. 402-3.

6) De Marco, A. De Viti (1898) *Saggi economia e finanza*, Roma, Ed. del « *Giornale degli economisti* » p. 128.

7) Bellanca (1993) *op. cit.*, p. 30.

私的財・サービス生産と私的欲求充足を追求する一般経済学と異なり、租税徴収、公共財・サービス生産と公共的必要充足を追究する特殊科学だからである⁸⁾。上記の4つの国家概念も、イタリアの伝統的な財政理論の租税徴収と公共的必要充足の実現主体として構想されてきた歴史的背景をもつ。だから、租税概念、公共財・サービス概念、公共的必要充足の分析方法も、国家形態の歴史的変容と密接に関係して変化する。

ベランカが要約したイタリア財政学における基礎的な命題である国家概念の設定問題では、まずF.フェッラーラの先駆的貢献に注目すべきである。フェッラーラは、『経済学講義』⁹⁾第1巻第3部「租税の特殊研究」第1章で、上記の流動的な4つの概念とは別に歴史的事実を踏まえて、「哲学的概念 *concetto filosofico*」と「歴史的概念 *concetto storico*」の規定に基づいて、租税徴収との関連で国家類型論を提示している¹⁰⁾。

彼は、「国家組織は租税の観念に威厳をもたせる重大な根拠 *motivo* なのに、歴史的概念では、租税は独裁政治 *tirannia* を組織する重大な秘密である」(p. 553) と両者の関連を簡潔に示唆し、「もし哲学的概念では、〈分担金〉 *contribuzione* という言葉が、我々により真実に適っているように思えても、歴史的概念では、言葉を変える気にもさせられるが、それをただ災害 *flagello* と見なすしかなかろう」(p. 554) と解説する。

上記のように、財政学では、国家は、とりわけ、近代以降の財政活動の主体として幾つかの類型化の対象となる。デ・ヴィーティは、『財政経済学原理』¹¹⁾で、国家類型をさらに明確にすべく政治組織としての国家を次のように分類する。「歴史的には、国家組織の2つの極端な類型に導く相反する2つの傾向がみられる。すなわち、①個人でも寡頭制でも一絶対主義国家組織と②国民的国家組織である」(①、②の番号は筆者。以下同じ)¹²⁾。

8) コシアーニは、経済学の研究領域を「契約的性質の自発的秩序と関係」[市場社会]、財政学のそれを「強制的性質の政治的秩序と関係」[政治社会]に2分する。その上で、後者を最強者による最弱者の取り扱い如何で、①「後見的秩序 *assetti tutori*」、②「略奪的秩序 *assetti predatori*」、③「寄生的秩序 *assetti parassitari*」の3つに分ける。Cosciani, Cesare (1953) *Principii di Scienza delle Finanze*, Torino, UTET, pp. 3-4.

9) Ferrara, Francesco (1934) *Lezioni di Economia Politica*, Vol. I, Bologna, Fratelli: Treves Editore.

10) ファウッチによれば、フェッラーラは、「非妥協的自由主義者」として、「公共財の生産者としての国家とその消費者としての市民の間の情報の歪曲の独り立ち」を終始懸念していて、その主張が、後のアミルカーレ・ブヴィアーニの『財政錯覚論』につながったと言う。Fauci, Riccardo (2017) *A History of Italian Economic Thought*, Routledge, London and New York, p. 101.

11) De Marco, A. De Viti (1961) *Principi di economia finanziaria*, Torino, Paolo Boringhieri.

12) Buchanan, James M. (1960) *Fiscal theory and political economy*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press. ブキヤナンは、つとに、イタリア財政思想の「基本的2元論」The basic Dualismとして、これらの類型論に注目している。「フェッラーラの「哲学的」国家“philosophical” statesと「抑圧的」国家“oppressive” statesの対比モデルと、デ・ヴィーティのモデルの「共同体的」

デ・ヴィーティによれば、「①では、君主の人格と支配カーストが権利か事実の独裁の条件で、排他的に権力が軍隊を持つ。そのことは、公共財生産では、彼らに結果的に排他的か支配的な利益を与える人々を選択し、費用を従属階級の排他的か支配的な負担にすることが可能である」。しかし、「絶対主義的か独占的国家 *Stato assoluto, o monopolistico* には、②国民的国家 *Stato popolare* が対立する。そこでは、1階級が権利と事実で政府を独占すると仮定することはもちろん、社会諸集団と諸党派の自由競争で各階級が権力に到達できて、到達すれば、共同体 *collettività* の持続的統制に入らざるを得ないことが前提される」(p. 40)。

このデ・ヴィーティの国家類型論に高い評価を与えたのは、ルイーダ・エイナウディであった。エイナウディは、デ・ヴィーティの『財政経済学原理』に寄せた彼の「序文」で、デ・ヴィーティに賛意を表しながら、次のように注釈している。

「デ・ヴィーティの政治家は、諸事実と異なった時代と場所で創造された租税制度の多様性の中で、集団、階層、階級の利益の結び目に言及すべきいくつかの主要点を見る。19世紀の政治史は、彼には特権集団の政府の類型から万人の政府の類型への変化のように思われた。財政史は、租税 *imposte*, 料金 *tasse*, 歳入 *entrate demaniali*, 公債 *debiti pubblici*, その種の形態変化 *trasformazione* の領域では、その反映だった。／しかし、その理論は歴史によって確認されなかった。もっと具体化されたか現実に近似的になったとは言っても、純粹経済理論のうちで財政論は、その「類型」が現実に存在する仮説から始まって、「多くの」具体的事実から「幾つかの」根本的な類型を理論化し、公共財政の行動 *comportamento* がいかなるものかを研究しなければならない。／ここから、国家の独占的、共同体的の2つの根本類型の概念とそれらの財政行動様式の研究が出てくる」(p. 19) と。

もちろん、エイナウディも、デ・ヴィーティの①「(1人か少数者の) 独占的国家」と②「(万人の) 共同体的国家」以外の国家類型、第3の類型構築の可能性も認めている。しかしながら、エイナウディ自身は、それを実現していない。だから、エイナウディは、その可能性を探求する財政学者は、自分を含めて誰しも、デ・ヴィーティの「2つの光 *due luci*」(p. 20) の提供には感謝せざるを得ないという¹³⁾。

エイナウディ自身も彼の『財政学原理』¹⁴⁾第10章第5節第328項で、フェッラーラが提示した哲学的概念と歴史的概念による2つの租税概念の類型化の継承の文脈で、独自の類型論を

国家 “cooperative” states と「独占的」国家 “monopolistic” states の最初の明白な展開」と (p. 34)。田中清和訳 (1991) 『公と私の経済学 プキヤナン経済学のエッセンス』多賀出版、202頁、参照。

13) 1931年に、エイナウディは、クローチェ *Benedetto Croce* (1866-1952) との自由主義論争(むしろ、対話)で、ファシズム体制下での経済学者としての「困難な任務の自覚から」クローチェに対して〈歴史的〉「自由主義」*libelismo storico* (p. 41) を提起している。Desiderio, Giancristiano (2020) *Croce ed Einaudi teoria e pratica del liberalism*, Rubbettino Editore.

14) Einaudi, Luigi (1945) *Principi di scienza della finanza*, Torino, Giulio Einaudi.

展開する。

「歴史的に、文明の進歩と共に、租税は、所得、消費、採算活動の減少、利子率の上昇や資本価値の減少を生むので、従属民には何も返還せず、敗北民をますます圧迫して貧しくするために租税を利用する征服国民によって適用された租税・取立て税 *imposta-taglia* の類型から、技術革新を通じて、所得、消費、貯蓄、生産活動の増加、利子率の低下や資本価値の増加を生み出す経済的租税 *imposta economica* をよりよく実現する近代的理想に向かうことが確認できる」(p. 271)。

見られるように、エイナウディは、デ・ヴィーティの①「独占的国家」から②「共同体国家」への変化の想定をより具体的な歴史的变化に基づいて類型化している。

更に、エイナウディは議論を敷衍するために、第330項の②「取立て税」、第331項の③「経済的租税」に先立つ第329項で、①「霰型税 *imposta a tipo grandine*」(*ibid.*)¹⁵⁾を提示している。この彼の①「霰型税」の想定^{あられ}の根拠は、フェッラーラが『経済学講義』¹⁶⁾第2巻第5章「国家と経済」で、「政府は、目に見えるか物質的な特別の生産部門に専念するのではなく、他の人々の同意と委任 *mandato* によって、ある所与の社交性 *sociabilità* の条件の生産に専念し、わずか数千人の人々が無数の人々を支配するために、多かれ少なかれ、必要な体力を全員から譲り受けられない限り、この委任を行使できない人々の強力な集団にすぎない」(p. 711)と指摘したことと一致する。

エイナウディは、先のデ・ヴィーティの『原理』への「序文」で、歴史的現実の一方に「独裁的国家」、反対側に「共同体的国家」があるという図式で、財政学の課題は、突き詰めれば課税の強制賦課と公共財・サービスの受容の歴史的推移の実態解明に他ならないというデ・ヴィーティの趣旨に賛同し、自己の租税研究の指針と一致することを認める。フェッラーラの「哲学的概念」と「歴史的概念」に基づいて萌芽的に開始された「独裁的国家」と「共同体的国家」の租税徴収態様と公共財・サービスの受容の研究は、デ・ヴィーティで明確に基礎付けられて、エイナウディに継承されたのである。

以上の問題意識から、本稿は、1861年のイタリア王国成立期から20世紀前半にかけて多彩をきわめたイタリア財政学の主要理論の中から代表例として、第1章では、フェッラーラの「租税の特殊研究」、第2章では、デ・ヴィーティの「国家類型と租税研究」、第3章では、

15) 「霰が田畑に降れば、田畑に頼っている所得の大きな割合に被害が及ぶのに、損害は少しも償われないから有害な結果を生む」(p. 270)。少数者に支配された国家によって毎年全国民から徴収される租税も同じ結果を生むということ。ブキャナンも、エイナウディの「霰型税 *imposta grandine*」の概念を伝統的租税概念を打破する「霰嵐税 *hailstorm tax*」として承認している。Buchanan, James M. (1967) *Public finance in democratic process, fiscal institutions and individual choice*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press, p. 221.

16) Ferrara, F. (1934) *op. cit.*

エイナウディの「経済的租税と公共価格」をとりあげ、彼らの租税理論の特徴を順次概観し、イタリア財政思想における租税研究の主要な系譜を跡付けようとするものである。

*以下、本稿では、原典からの引用箇所は、引用文末尾の括弧内ページ数で示す。文中の／は段落の無視、〈〉原文斜体、^{イタリア}[]は筆者の補足を示す。なお、本稿は、イタリア財政学の本邦唯一の本格的な研究書である日向寺純雄（1987）『イタリア財政学の発展と構造』（税務経理協会）から多くの示唆を得ている。

II. F. フェッラーラの「租税の特殊研究」

フランチェスコ・フェッラーラ Francesco Ferrara (1810-1900) は、1866年にトリノ大学で財政学を講じたが、その講義の原稿は、彼の死後『経済学講義』I, II 巻で1,500ページ以上の大著として出版された。ここでふれるフェッラーラの租税論は、第1巻第3部の「租税の特殊研究」で展開されている。

II-1. 「哲学的概念」と「歴史的概念」

未開社会とは違って、近代の「社会国家は、国の内外の個人的・全般的攻撃から我々を防御し、資産を保障し、我々の知性を発達させ、心を洗練し、活動を指導する」(p. 551)。言い換えれば、「諸君は、一方では、武装、軍隊、監獄、裁判所、他方では、道路、建物、教育、学校、援助金を要求する」(p. 552)。しかし、これらの公共サービスの代償は誰が提供できるのか？当然「それを享受する人、社会全体、我々全員」に他ならない。フェッラーラは、「我々は、すでに義務ではなく、法律を作り、それを執行し、息子に学校、旅行者に道路、祈る人に教会、貧者に避難所、負傷者に病院を提供する人に代償を与えることに利益がある。まさにこれが租税の観念 L'idea dell'imposta [哲学的概念] である」(ibid.) と説明する。

次に、フェッラーラは、租税の「歴史的概念」の説明に移る。歴史的現実を見ると「租税は、一方では、気まぐれ capriccio、濫用 abuso であり、他方では、隷属 schiavitù、抑圧 oppressione である。諸君は、世界が、古代ではネロやカリグラ、昨今ではニコライやフェルディナンドに被害を受けているのは、一体なぜかを知ろうとする。彼ら [暴君] を維持するものが租税である」。しかしながら、今日では、「ロシアの農民 paesano やシチリアの百姓 contadino は、自分が、棒打ち、追放、暗殺、貧困を被る代わりに、正義、労働手段、保護の代償としてだけ、租税の支払いを理解しはじめる」(p. 553)。

更に、彼は、「諸君は、なぜ食客とか娼婦の大群が宮廷で生活していたか、なぜ無知と陰謀が勝を占め、知識と美徳が拒まれ、嘲笑されるのか。一体なぜ、過ちや不適格を包み隠し弁護する代議士や新聞があるのを知りたいか」と問い、「租税がすべての謎を包み込み、か

つ説明する。租税が腐敗した政府が諸国民を犠牲にして付け込むすべての大源泉 *grande sorgente* である」(*ibid.*) と答える。

こうして、フェッラーラは、「哲学的概念」では「組織された〔近代〕国家は、租税思想に威厳を与える大原因 *gran motivo*」になるが、「歴史的概念」では、「租税は独裁政治を組織する重大な秘密 *gran segreto* である」(*ibid.*) と相反する両概念を対比しながら、歴史上の租税の過酷な存在形態の推移をアテナイ、ローマ、シャルル・マーニュ、封建領主、フランス革命の大激動まで逐一例証する¹⁷⁾。彼によれば、過去に関するこの急速な一瞥だけで、租税問題が人間生活全体にあまねく影響を及ぼすことを示すに足る。租税はすべてのものを捕捉する。すなわち、「土地、家屋、収入、資本利子、専門職、手仕事、必需品の農産物、衣服、宿泊、財の移転、取引、売買、人々が望む大口でも小口でも何でも全部が、租税の奴隷 *schiavo* である」(p. 563)。

現代世界でも、なお貫徹するこの「歴史的租税概念」に対して、フェッラーラは、まずはトリノ大学の講義で学生に租税徴収のあるべき「哲学的概念」として、自己の租税理論を展開するのである。

II-2. 「地租と土地台帳」

フェッラーラは、租税徴収の歴史的沿革を概観する中で、古代から現代までつづく地租徴収での土地台帳の存在の重要性に着目する。地租の負担額を確定する根拠となる土地台帳こそは、古今東西での租税徴収の不変の中核だからである。

フェッラーラによれば、「土地台帳は、第1に、財政学の用語で租税の公平化と言われることを約束した」(p. 592)。すなわち、「異なる県 *dipartimenti*、周辺地域 *circondari* の間、市町村 *comuni* の間、一言で言えば、それらの納税の各部分が、それらの地域的収入になるように、課税すべき違った地方間の総額の配分になる」(*ibid.*)。これで、「地主間の租税分担額の公平が期待された」(p. 593)。しかしながら、現実の租税徴収の実態は流動的だった。土地所有権の移転による地価の変化で、「所与の時、所与の市町村地域を構成する所有地の合理的な見積もり方法がなく、失望は宿命的だった」(*ibid.*)。そのために「ミラノの国勢調査、サヴォイア、ピエモンテ、プロイセン、ボヘミアの旧土地台帳、半世紀後のすべての著名な土地台帳は、今日それらの忠実なコピーであるフランスとベルギーの土地台帳に比べて、それらの名声と価値を失った。しかし、それらもこれらも、なお不動産価値が提出する流動性 *mobilità* の問題を解決できなかった」(p. 594)。

17) ブキャナンは、とりわけ、「財政活動の哲学的か「経済的」概念と歴史的か「圧制的」概念の区別」の論理展開に注目している。Buchanan (1960) *op. cit.*, p. 29. 邦訳 (1991) 197頁。

更に、土地評価上の問題点は流動性だけではない。歴史的一例をあげれば、「アメリカ発見直後、ポルトガルの船員がその大陸に僅かのサトウキビ *canna zuccherina* を持ち込んだ。試験結果はきわめて良好と考えられ、サトウキビの栽培は短年月で普及し、アメリカの農産物の筆頭品目になった。このニュースは、約1世紀を過ぎて、ヨーロッパ領域からサトウキビを根こそぎにするに至った。今や、時の流れで、サトウキビが栽培されるポルトガル、スペイン、シチリアの所有地は、100対20の比率で価値を失った」(*ibid.*)。

フェッラーラ自身の目撃例もある。「1 科学者が、僅かな出費で鉄に含まれた黄鉄鉱 *pyrite* から硫黄を抽出しようと試みる。私は、この些細な事実の報告だけで、シチリアの硫黄鉱山の価値が半分に下がったのを見た」。逆に、「開通したある道路が沿線所有地の地価を2倍にでき、その価値を下げる競争を他の所有地の地価に対して決定できる」(p. 595)。

このような地価の変動に翻弄されているのは、旧態依然の土地台帳に記載されている地価評価に基づく地租賦課の公平さは損なわれざるを得ない。これに対する有効な対策は、フェッラーラも提言できない。「台帳 *matorici* は手つかずで、地価は根底から変化した。毎年土地台帳をはじめから書き直し、毎年評価し、毎年価値修正する可能性のすべてを考慮すべきである」(p. 596)。結局、彼の結論は、現状では、暗中模索の末地租徴収制度の抜本的簡素化による徴税費の低減を求めることに終わっている。

II-3. 「租税の一般基準」

フェッラーラは、近代的租税の存在意義を次のように簡潔に規定している。「1. 租税は、もし納税者から徴収される価値が他の効用によって補償されたか、すなわち、生産的に消費されたなら、有益である。2. 社会の損害は、[租税に対する] 何らの補償もなしに有益な形態が破壊される時に始まる」(p. 637) と。

フェッラーラは、ルイ14世のヴェルサイユ宮殿造営費やフリードリッヒ2世の軍事費調達による需要創出効果、実は、経済的には再生産的波及効果ゼロの詭弁を明確に拒否した上で、徴収される価値と補償される効用の利害に関しては、社会と個人では区別しなければならないと言う。すなわち、「個人は移転の事実だけで失う。社会は破壊の事実によってしか失わないだろう。個人は、彼が所有する価値が、それを稼ぐ別人に移転する時に失う。社会は、有益な形態が、他の社会がその代わりにならないか、破壊される時、言い換えれば、価値が非生産的に消費される時に失う」(pp. 644-5)。

フェッラーラは、次の公正な判断基準に関する他の重要な視点として、租税制度が、社会の持続的永続的生産を阻害するものであってはならないことを指摘する。「個人生活のどの時期であれ、人類史のどの時代であれ、人々は、常に蓄積資産と創造資産の間にこの [阻害するか否かの] 区別があり、知覚することができただろう。人々は、前者が〈資本〉と〈収

入)の術語で後者から区別されることを知っている。人類の進歩は、持続的小部分を収入から常に分離し、資本の集積を固定し増加することからなる。蓄積しない社会は、静態的であり、資本が減少する社会は後退する」(pp. 653-4)。

だから、社会が経済成長するためには、租税は、資本にではなく資本から生まれる所得に賦課されねばならない。フェッラーラはそれを簡潔な数字例で示す。

ある人が100リラの資本価値のある土地から年5リラの所得をあげ、国庫が2リラを租税徴収するとすれば、可能消費額として3リラが残る。その人が年に3リラ消費する限り、翌年の資本価値は100リラを維持できる。しかし、5リラ全額を消費してしまえば、租税額2リラは資本価値100リラから支払われねばならなくなる。

「少なくとも、消費が年生産に代えられなければ、資本は減少する。支払わざるを得なかった負担を絶えず所得に投げ返そうとする社会には本来備わる力がある。すなわち、大多数の人間が、自己の財産を元のままに維持する欲求は、租税が増えるにつれて、消費を減らすか生産の努力を2倍にするしかない」(p. 657)。

しかしながら、フェッラーラは、諸個人か社会全体が、たとえ生産の努力を2倍にしたとしても、「租税の本能的活動」は、「生産価格の上昇作用」になって、その努力を打ち消す方向に働くと言う。「価格上昇は購買を減らすことになる。生産物の交換価格 *valor* を上げる租税は、同時に、消費者の金銭的 *venali* 可能性を増やさず、彼らの販売、彼らの利潤も増やさない。目下、収入が増えない消費者は、価格が上がった同量の生産物を同額で入手できず、必然的に彼らの需要を制限せざるを得ない」(p. 661)。

フェッラーラは、これまで経済学者(Decker, 重農主義者, リカードウ)は、租税負担の公平性を追求してきたが、その態度は「取引の現実が、経済学者の意見 *idea* と一致する場合は正しい、^ま纏わせたい一般性が間違っていれば間違いだとした」(p. 662)と本末転倒の誤りを犯していると決めつける。ただその中で、彼は、セーの「社会がおかれるきわめて変わりやすい状況に応じる変化に対して、多数の市民階級間に分割されない種類の租税 *contribuzione* は何もない」(*ibid.*)という提言に注目して、唯一セーを評価している。

フェッラーラは、セーのこの提言を「唯一確かな原理」とし、「租税は生産費に対する更なる1要素であり、誰もが支えねばならない損失であり、他と代替された消費であり、その基準は、代替された消費が、阻止された消費よりも生産的であることからなる」(*ibid.*)と結論する。このように、フェッラーラは、租税の一般基準を個人的消費の控除分の再生産的機能をもつ生産的消費への代替に求めるのである。

II-4. 「租税配分論 比例課税制度と累進課税制度」

国家財政の見地からすると、多数の市民間に分割される租税は、課税結果が総合的結果と

個人的結果の間の比率でどうなるのかの検討を必要とする。フェッラーラは、「租税総額とその結果として生ずる部分総額 *somme parziali* の間にある比率は、もっぱら量の比率であり、／常に総所得との何らかの比率になる」(p. 678) と、更に、財政学では、所得に対する租税徴収は、一定の規則、一般的な公式に従わねばならないが、「この公式は、幾何学的比率と累進的比率の2つしかない」(p. 679) と主張する。幾何学的比率に則って賦課される場合が「比例課税 *imposta proporzionale*」, 他が「累進課税 *imposta progressiva*」になる。

こうして、フェッラーラは、比例課税と累進課税を比較検討しながら、あるべき租税制度を検証する。所得に対して「直接累進は、所得と分担額 *quota* の比率が所得の増えるとおりに増える。例えば、10リラの所得は1リラ課税される。20リラの所得は2リラではなくて、3リラ課税される。30リラの所得は3リラではなくて、4リラ課税され、この事例では、所得増加に比例して租税・所得間の比率が上がる」。それに対して、所得が減るのに比例して税率が上がるのが逆累進 *inversa* である。例えば、「所得20リラで10%支払い、所得10リラで20%支払えば」(p. 680) 逆累進になる。

フェッラーラは、「比例課税と累進課税の間の差は、もっぱら所得と分担額の比率が〈不変〉か〈可変〉かにあるだけで、所得額がどうであれ比例的なら分担額の比率は確実で、租税は、常に10分の1、5分の1、2分の1等で支払われる。この条件から離れると、租税は1方向か他方向で累進的になる」(*ibid.*) と考える。この伝では、歴史上頻々と現れた人頭税 *testatico* は、所得額がどうであれ同額を徴収する租税だから、例えば、1,000リラの所得からも1リラの所得からも1リラ徴収するのだから、「逡減的累進課税 *imposta progressive decrescente*」で、最悪の逆累進課税になる。そうではなくて、所得額が1リラ残るように、2リラの所得からは1リラ、3リラの所得からは2リラ、4リラの所得からは3リラ、等々徴収すれば、「正累進 [課税] *progressione diretta*」になる。

歴史的に見ると、累進課税は、ソロン *Solone* (前640年頃-前560年頃、古代アテナイの7賢人の1人) の頃から見られ、4段階に分割されて課税されていた。国民公会も「奢侈と資産の段階的累進課税」を布告した。王政復古と共にすたれた累進課税は、1830年2月革命以前、サンシモン主義者が再生させ、セーはそれを率直に受け入れた。セー学派の原理はブルードン、カベールにも受け継がれた。

しかしながら、現代社会の租税制度では、累進課税は諸個人と社会にどのような経済的結果をもたらすだろうか。この問いに答えるために、フェッラーラは、先の「剝奪された資産量」[犠牲] と「剝奪がその人に生み出す成果」[効用] 比較の問題に戻る。

各所得が社会の誰かに属するものである以上、租税の経済的結果は必然的に消費の除去を伴う。フェッラーラは、この「消費の除去」の配分問題には2つの論点があると主張する。1つ目は「数学的論点」で「論理的な比例的原理」しかなく、2つ目は「経済的論点」で「論

理を度外視し、何が最も有効な作用」(p. 688)かを問う。

まず、彼は、「累進課税は、数学的には論理的ではなく、経済的には有益ではない」(p. 691)と主張する。例えば、「100リラの所得は納税から免除され、200リラの所得は10%、20リラ支払い、300リラの所得は11%、33リラ支払い、400リラの所得は12%、48リラ支払う」(*ibid.*)ことになる累進税が課される。もしこの累進制度が高進していけば、論理的帰結として「租税が総所得に等しい点」に至る。極論では、累進課税の高進の末、9,900リラの所得で租税＝総所得になる。もちろん現実には、フェッラーラも、この極端な所得吸収条件ではなく、きわめて緩慢な累進性原則が取られるだろうが、それでもなお、自己の財産を増やしたい納税者の意志にはそぐわないと考える。

フェッラーラは、この納税者の意志を別の数字例で示す。もし4,600リラの所得に2,484リラ課税され、4,700リラの所得に2,585リラ課税されるなら、納税者はどう考えるだろうか。「所得の100リラの増加が租税101リラの増加をもたらすなら、4,600リラの所有者は、もう100リラ稼げる機会が与えられても、それを拒否せざるを得ない」。見られるように、100リラの所得増加が101リラの課税増加をもたらすからだ。

一方、「純粋な比例課税制度」では、租税が1人か多数者に課されても、所与の所得である限り、同じ数字が残る。「10%の比例課税は、常に存在する所得の10%になるだろうし、納税者と国家に対して常にそうなるだろう。存在する30万リラ〔の所得〕に対して、国庫は、支払わねばならない人数と財産額がどうであっても、常に3万リラ〔の租税〕を得るだろう」(p. 693)。

ところが、累進課税では、「例えば、1人の30万リラの所得に50%課税されれば、国庫に15万リラの租税を与える」(*ibid.*)が、30万リラの所得が30人に分割されて、例えば、各人に20%課税されれば6万リラしか与えない。更に、30万リラの所得が300人に分割されて、各人が10%支払えば、全額で3万リラを得るだろう。3,000人に分割されれば全額でも300リラしか得ないだろう。こうして、もし納税者数が3,000人以上に広がれば、租税額はゼロになるだろう。だから、累進課税制度は、きわめて緩慢な「財産の仮説的階梯 *scala ipotetica di fortune*」(p. 694)に基づき、僅少財産に対する租税の極端な減額と所定額を上回る財産の極端な増加を必要とする。

こうして、フェッラーラは、「累進性原則の作用は、財産を細切れにする傾向がある。一方では、緩慢な累進性が低額系列の納税者を免除し、他方では、個人的利益が巨額財産を消失させる。結局、国庫は低額系列では大して徴収せず、高額系列では全く徴収しない。比例課税が与えるよりもまったく僅かしか徴収しない」(p. 695)と結論し、累進課税制度に否定的な判断を下す。すなわち、「累進性は、急激にと説明されると、所得をすぐ無くさせることになるか、緩慢にと説明されると、並の財産を失わせ、巨額財産を回復できなくする。

言い換えれば、累進性は、所得を没収するか租税を無に帰すかだ」(p. 696)と。

II-5. 「租税の公平化」

更に、フェッラーラは、公平な課税制度を求めて累進課税制度の欠陥を指摘する。「誰もが、徴税結果の違いは、租税の比率からではなく、財産の不平等に由来することに気付いている。事実、もし財産が彼らの間で完全に平等なら、最も公平な租税は、誰にも同じ数字が示されて、いうなれば、平等な財産に比例的で均等な租税だろう。／しかし、この彼らの不平等が所与であれば、累進制度が不平等を破壊し、人々全員を貧困の平等に導く点に駆り立てなければ、誰にも均等な結果は得られないだろう。だから、問題は、財政的でも経済的でもなく、純粹に共産主義的で社会主義的である」。しかしながら、問題は「所有権を抑圧し、人間労働の成果を押収し、生産の各要素、才能、能力、資本を無に帰することではない」(p. 701)。

こうして、フェッラーラは、租税の公平性の仮説を次の3つの数字例で提示する。

彼は、① 100リラ、② 80リラ、③ 60リラ、④ 40リラの「4人の異なる財産の事例」を仮定する。

(1) 今〈生活必需品〉*viveri*に各々40リラ費消する。すると、生活になしで済ませる〈便利品〉*comodi*に、それぞれ①は60リラ、②は40リラ、③は20リラ費消できる。④はゼロ。

今、生活必需品に25%の消費税が課税されるとする。もともと40リラをそれに費消していた4人は、それに50リラ支払わねばならない。すると、彼らは、便利品の費消から10リラ削減しなければならないから、①所得100リラの人は、租税10リラで全所得の10%支払い、②所得80リラの人は、租税10リラで全所得の12.5%支払い、③所得60リラの人は、租税10リラで全所得の16.67%支払う。④所得40リラの人は、無税なら40リラで買えた分の32リラ分しか買えなくなる。だから、彼は租税を8リラか全所得の20%支払うことになる。

集計すると、所得総額280リラ、課税総額38リラ。課税総額は所得総額に対して15対100になる。だから、この事例では逆累進が発生する。

(2) 今、便利品、すなわち、費消が減少する商品に25%の消費税が課されるとする。4人とも生活必需品に40リラ費消し続け、便利品の費消をおさえる。

①もともと便利品に60リラ費消していた所得100リラの人は、無税なら45リラで買えた分しか買えなくなる。だから、彼は全所得に対して15リラ15%租税を支払う。②今は便利品が30リラ分しか買えなくなった所得80リラの人は、全所得に対して10リラ12.3%租税を支払う。③今は便利品が15リラ分しか買えなくなった所得60リラの人は、全所得に対して5リラ8.3%租税を支払う。④全所得40リラの人は、便利品を買えないから、租税も支払わない。

集計すると、所得総額280リラ、課税総額30リラ。課税総額は所得総額に対して11対100になる。①の最富裕層から、②、③へと税率が下がり、④の最貧層はゼロになり、所得に比

例した累進課税になる。

(3) 今、消費税にではなく、所得税が課されるとする。第1の事例では、①の最富裕層が所得税を15%支払い、②、③の階層も能力に比例的に支払い、④の最貧層が6%支払うとする。第2の事例では、①の最富裕層が所得税を11%支払い、②、③の階層も能力に比例的に支払い、④の最貧層が4%支払うとする。この第2の事例では、①の最富裕層の犠牲になる累進課税はなく、④の最貧層も課税を免れない。集計すると、課税総額は所得総額の11%であるとされる (pp. 718-21)。

こうして、フェッラーラは、「租税が所得に比例している特徴を維持する唯一の事例」は、あれこれの財に間接に課税される消費税にではなく、それぞれの所得に直接に比例課税される所得税にあると結論する。

II-6. 「単一課税と申告制度」

フェッラーラは、租税の公平化の観点から租税徴収における比例課税と累進課税の有効性如何を比較検討し、古代以来貫徹する累進課税の歴史的傾向の問題性を辛辣に批判しながら、所得に対する課税の必要性を強調する。

フェッラーラは、この累進課税制度に対する救済策は、「〈一般〉課税 *imposta universale*」か「〈単一〉課税 *imposta unica*」の2制度にしかないと主張する。しかも、彼は、「一般課税」は、①「我々の消費物が全課税項目で把握できず」、②「それらに強制的に課税できず」、③「それらの価値に比例的に課税できない」という理由から適用できないと主張する。

だとすれば、救済策は「単一課税」だけになる。しかしながら、生活必需品に課税されれば、貧民層に敵対的になり、便利品、奢侈品に課税されれば、富裕層に敵対的になり、ディレンマに陥る。フェッラーラの租税公平化の解決策への模索は続く。

フェッラーラは、試みに「申告制度」でのイギリスと大陸、特に、ピエモンテの違いを対比する。「イギリスでは、所有権は、大陸でのようには細分されなかった。〈所得税〉 *income tax* 法が、150リラ・スターリング、すなわち、3,750フラン以下の全所得を課税免除する。追加課税の問題である。せいぜい1億5,000万フランが、国庫が12億5,000万フランに上る〈予算〉 *budget* を得る総額である。600人の納税者が租税支払いを要求されただけである。／大陸では、とりわけ、ピエモンテでは、所有権はもっと細分されていた。3,750フランの所得が最低ではなく平均的財産を示す。租税免除は、同じ納税者数で非常に多数にならざるを得なかっただろう。目下、申告制度は、高額財産にうまく適用できても、低額財産の適用には失敗せざるを得まい。もし妥協点 *punto di onore* の意識が必要と争っていれば、低額財産への適用に失敗すればするほど、ますます租税は、追加課税の条件から遠ざかり、単一税の条件に近づかざるを得まい」(p. 747)。

従って、フェッラーラは、イギリスであれ、大陸諸国（とりわけ、ピエモンテ）であれ、低額財産の所有者からの租税徴収が相対的に免除されれば、それだけ高額財産の所有者への課税圧力が高まる結果、虚偽の過少申告、少なくとも、その恐れが増えるのではないかと懸念する。

すなわち、申告 *dichiarazioni* 制度は、効果的でなければならないほど、ますます低額所得の課税に向かわざるを得ないが、所得隠しは「第1級の金融業者、大商人、弁護士」に多くなるだろう。半面、国庫への虚偽申告は低額所得者層に向かうほど少なくなる。自分の賃金で生活し、彼の仕事場の前を通る人々の面前で労働する職人は、所得の隠しようがないからである。

フェッラーラは、「我々は、租税を正しく考えられる唯一の基準として、取り上げられた総額と社会の中心に再流入する利益の間の均衡を決定することから始めた」(p. 756) と述べながら、結論に至る。すなわち、歴史的に頻繁に過酷な形態をとってきた租税の徴収に対して、単に代償に反対給付を得られれば租税活動を無害だとみなすだけでは、粗雑な判断のそしりは免れない。租税は、犠牲的価値 *valore sacrificato* が獲得価値 *valore ottenuto* に一致するのに応じて、公正か不正、有益か有害かが判断されるだけではない。各納税者個人が共同体としての社会の観点から考察されて、個人消費の抑制にもかかわらず、社会的公正に基づく課税措置と共に、公共財・サービスの提供を通じて課税主体の貯蓄の資本化を促し、社会の成長発展に仕向けられる国家措置でもあらねばならない。それこそが、社会の真の必要を満たし、寛容な租税制度になり得る唯一の正当な措置である。

Ⅲ. デ・ヴィーティの「国家類型と租税研究」

フェッラーラと同様、国家活動が、次第に歴史的な独裁的支配から近代民主主義的な共同体的支配へ移行していくことを議論の前提にした財政学者が、アントニオ・デ・ヴィーティ・デ・マルコ Antonio De Viti de Marco (1858-1943) であった。本章では、彼の『財政経済学原理』(初版1934年。以下3章では『原理』と略)¹⁸⁾に基づいて、その国家類型と租税研究、特に、所得税制度に課題を限定して検討する。

デ・ヴィーティは、『原理』第1部第1章「公共財の生産理論」で、歴史的には「財政計算の分析」は、「①—個人的か寡頭的の一絶対主義国家組織と② 国民国家組織」(p. 40) が行うと主張する。

彼は、確かに純粹理論では、「〈絶対的〉政治組織の仮説と〈国民的〉組織の仮説で、財政

18) De Marco, A. De Viti (1961). 本書は、エイナウディの「序文」、第1部「財産収入と手数料収入」、第2部「直接税」、第3部「直接税制度」、第4部「間接税制度」、第5部「臨時財政」の全5部30章からなる。

現象が研究される」が、具体的に「財政現象を説明するためには、一般に、①と②の前提の組み合わせ *combinazione* を思い起こさねばならない」(p. 41) と注意を喚起する。すなわち、君主の意志が社会環境から影響を受けて修正されず、支配階級に相対的独占の地位しか与えない抵抗する民主的組織のない絶対主義政府など現実には存在しないからである¹⁹⁾。

それにもかかわらず、歴史的展開では、「独占的国家が休止、平静、均衡点を示さないことが注目される。支配階級は、共同体 *collettività* の犠牲で自己の公共的消費を最大化するために、常に政治的独占の地位を利用することに終始した」²⁰⁾。しかし、その結果として、「支配階級の独占の地位が、従属的社会集団の反抗を引き起こし、諸国民の気質 *temperamento* に応じて、暴力的に独占の企て *impresa monopolistica* の崩壊に導く闘争に駆り立てる。だから、諸国民は、国民的組織の方へ、財政経済学では政治的到達・均衡点を構成する共同体的国家 *Stato cooperativo* の方へ動く」(p. 42) とデ・ヴィーティは展望する。

見られるように、デ・ヴィーティは、①の国家組織形態自体が、歴史的傾向として限りなく②の国家組織形態への移行を促進する作業仮説として③「共同体型の国家仮説」をつくり、残り続ける「独占的要因」を②の国家形態形成への「攪乱要因」と見て、財政現象を追求していくのである。

Ⅲ-1. 「公共財・サービス」

更に、デ・ヴィーティは、理論財政学は、歴史的、具体的研究のためには、あらゆる場所、時代にあまねく成り立つ財政現象を研究しなければならないと主張する。

まず、彼は、「国家が共同体の必要を充足するために生産する財・サービス」を「〈公共財・サービス〉」(*ibid.*) と呼ぶ。〈共同体的必要〉 *bisogni collettivi* の概念には〈大衆〉財・サービスの概念が対応する²¹⁾。「共同体的必要を実現する傾向のある国家のあらゆる介入は、

19) ブキャナンは、パレート *Vilfredo Pareto* (1848-1923) もこの移行過程を認めるが、支配集団と被支配集団を分類し、所与の時期には、財政活動はもっぱら *solely* 支配集団の観点から行われると見るとしている。Buchanan (1960) *op. cit.*, p. 36. 邦訳 (1991) 203頁。

20) ファジャアーニは、独占国家の強制で財が移転しても、資産が蒸発して無に帰すわけではないから、せいぜい「山賊 *brigante* に強奪された身代金 *taglia*」と比較されるというパンタレオーニの見解に同意する。Fasiani Mauro (1951) *Principii di scienza delle finanze*, 『財政学原理』2 Vol., Torino, G. Giappichelli Editore (1953), Vol. I, p. 191. 本書は、Vol. I. 「序論 公共財政の一般理論」、第1部「独占的国家の財政」、Vol. II. 第2部「共同体的国家の財政」、補遺 I-VIIIの構成である。

21) ファジャアーニは、その『原理』第1巻「序論」第1章27・8節「公共的・共同体的必要」で、「財政学を『共同体的必要の実現に向けられた国家の生産活動』の研究と定義する人がいる」と、その後「『共同体的・個人的必要』の間の〈基本的分割 *fundamentum divisionis*〉について、その区別は「個人的・共同体的快樂原則」の概念に結び付けられて、果てしない論争に纏れた」(p. 36) と述べるが、論争は避けている。

公共財・サービスの生産を行う」が、その財・サービスの生産のために、「国家が私企業に完全に代わる必要はない。何らかの仕方では機能を規制するために介入すれば足りる」。すなわち、国家が、その財・サービス、「公共的効用 *utilità pubblica*」を生産するにしても、「部分的介入 *intervento parziale*」(p. 43) で差しつかえない。しかも、その場合、国家でも私企業でも、いずれも公共財・サービスの排他的生産者になる必然性はない。だから、デ・ヴィーティは、「時には、国家が個人的必要の充足に向けられた財・サービスを生産するし、時には、私企業が公共的必要の充足に向けられた財・サービスを生産するから、実際には、明確な分業は存在しない」(*ibid.*)と主張する。

そうだとすれば、結局「最大経済利益の原理 *principio del Massimo tornaconto economico*」だけが、公企業 *impresa pubblica*・私企業 *impresa privata* 間の生産任務の分割を決定できることになる」(p. 44)。まず、国家が「外部的保護の整備、正義の管理や国内の治安」の「公共サービス」を確保した上で、共同体的必要のために国家が私企業に対して取って代わる費用が、問題の決定的要素になる。すなわち、「サービスの質と費用の均衡ができれば、公企業・私企業間の対立では、生産が私企業によって維持されるか国家によって担われるかの優位は、経済的成果が決定する」(p. 45)。

デ・ヴィーティは、その経済的成果を数字例で示す。「私的独占者が60の支出で100の正味生産物を獲得し、国家が同じ生産物について70を支出するとしよう。国家が資産を10毀損することは明らかである。しかし、前者の場合、40の稼ぎが唯一の独占者の排他的利益になり、後者の場合、30の稼ぎが共同体の全構成員に分配されることは議論するまでもない」(*ibid.*)。この場合の選択が、国家が独占者に支配されていれば前者の場合に、消費者大衆に支配されていれば後者の場合になることも議論の余地はない。

しかし、デ・ヴィーティは、選択の問題は、製品価格の帰結によって流動すると言う。「今、政治的攪乱原因がなければ、公企業が、私企業よりも経済的に生産するという条件と限界まで、共同的必要に予定された財の生産に特化される」(p. 46) が、「共同的必要の発展」に応じて、その「境界の方針 *linea di confine*」は絶えず移動する。だから、生産性の如何に応じて、公企業か私企業の選択が決まることになる²²⁾。

ところが、デ・ヴィーティは、具体的な財政現象 *fenomeno finanziario* は、最大経済利益

22) デ・ヴィーティは、ここでの彼の主張に対して、パンタレオーニ *Pantaleoni* (1857-1924) の「[デ・ヴィーティは] a) 私企業の排除によって、共同的必要〈全体〉と共同的必要〈だけ〉の充足に財政活動を閉じ込めようとし、b) 〈ア・プリアリに〉その生産的任務があるはずの国家にそれらの〈規範 *norma*〉を委ねるか、与えようとした」(*Pantaleoni, Maffeo (1925) Erotemi di Economia, 2 Vol., Bari, Gius. Laterza & Figli, Vol. II, pp. 3-4*) という批判を注記し、詳細な反批判を行っている (*De Viti (1953) op. cit., p. 59*)。だが、ここではそれに立ち入る^{いとま}ではない。

の原理が、常に政治的攪乱原因の影響を受けながら現れざるを得ないと主張する。

歴史的には、「旧体制の諸国家における世襲財政 *finanza patrimoniale* は、政治的原因が経済的原因の活動に影響を及ぼした攪乱の典型的事例である。なぜなら、国家の世襲財産は、すでに共同体の経済的利益が形態変化を示唆しても、支配階級の政治的利益のために維持されるからである」(p. 47)。更に、近代国家でも、「最大経済利益の原理」に応じて、公企業の最大利益が示されれば、国有化が起こるかもしれない。

財政の問題は、国家が、鉄、小麦、生産資材、個人的サービスを公共財に移転する時に生じる。デ・ヴィーティは、「この移転 *trasformazione* は、すでに自ずと経済取引であり、市民は、国家が公共財に移転する私的財に寄与する。だから、生産者国家を消費者市民に結び付ける関係は取引関係である」(p. 49) と強調する。しかも、この取引の均衡点は、各納税者が、公共財でも私的財でもそれらの消費全体の中に総所得を配分して、その均衡をつくる取引全体に依存する。

こうして、公共財は、私的財の生産、交換、消費に再び影響を及ぼし、「一般経済均衡」に加わることになるが、その際、デ・ヴィーティは、「生産と私的交換の均衡は、通行可能性の良し悪し、所有の保護の効率性如何、経済政策が保護主義か自由主義か等々に応じて、違ってくる」(*ibid.*) と考える。

以上のように、デ・ヴィーティは、「財政計算の分析」を、まず歴史的に、①「絶対（専制）主義的国家」型、②「国民（民主）的国家」型の各利益主体を対比しながら、現実的には、①から②への利益の譲渡があり、③「共同体的国家」型の設定を介して、「最大経済利益の原理」を軸に公企業・私企業の価格設定如何に財政現象の顕現領域を限定した。小括として、彼は「財政現象は一般経済現象の補完部分である」と結論する。

Ⅲ-2. 「比例課税制度と累進課税制度」

次に、前章のフェッラーラの租税の「哲学的概念」と「歴史的な概念」との関連で、デ・ヴィーティの「比例課税と累進課税の政治理論」を検討する。

デ・ヴィーティは、「歴史的には、資産に対する反比例課税、他の比例配分、他の累進的配分の例がある」と問題提起する。旧体制下では「市民大衆や産業ブルジョワジーに租税負担を移し替えて、支配階級を免税する反累進制度に効力があつた。租税免除は、世俗・聖職貴族の政治的特権制度全体に属した」(p. 183)。しかし、歴史的経過としては、フランス革命の勝利によって、〈第3階級〉 *terzo stato* は、自らが追求する一般的政治傾向に調和する租税整備のために比例課税制度を見いだした。次いで、人民階級 *classi popolari* の政治的影響力の増大によって、租税制度は、最貧階級のために資産配分を修正する方向の累進課税の傾向を帯びた。しかし、結局「フランス革命は、その立法で〈比例課税〉制度を確認した。そ

れは、財産を平等にする手段として累進〔課税〕制度を支持する過激派 *estrmisti* によって反対されたにもかかわらず、その歴史的時期に優勢だった政治経済制度の自然的結果だった」(p. 184)。

こうして、デ・ヴィーティは、比例課税制度への歴史的帰結の過程を次のように要約する。比例課税は客観的に資産を算出する。すなわち、土地所有者の人格 *persona* を無視し、事物 *cosa* を算出する。「この〈事物性〉 *realità* の性格によって、比例〔課税〕制度は、旧貴族の〈人格的〉 *personali* 特権を廃止し、彼らの復帰の危険に対する保障を得ることで不安を鎮めた革命家によって実現された。彼らは、厳密に〈客観的な〉意味で、民法と税法 *legge civile e tributaria* に対して、市民全体の平等を考えた」(*ibid.*)。これがその政治的価値 *merito* だった。

しかも、比例課税制度は、最大生産と資本の無限の蓄積の原理に伴う当時の経済立法と調和したから、経済的価値もあった。すなわち、旧制度 *Ancien Régime* は、封建的地主階級の特権・恣意、契約 *contratto* 関係ではなく身分 *status* 関係によって、土地耕作の強制が農民の利益を損ない、投資意欲を減殺する永小作権 *enfiteusi*、10分の1税 *decime*、永代借地 *livelli* で農業生産を不毛にし、人口増加の障害になり、自ずと支配階級の政治的生存の基礎を衰退させていた。

更に、職人の同業組合への組織化が人間労働の効率を低下させたが、これがそれらの廃止と隷属労働の自由労働への結果的交替の経済的原因になった。だから、比例課税制度は、これらの改革と調和した資産形成と資本蓄積を助長する租税制度だった。すなわち、それは、① 資産の生産、② 資産の分配に影響を及ぼさず、③ 国民総所得か各個人所得に等しく適用され、もっぱら公共的効用の生産を適正化する国家目的をめざすものになる。

こうして、デ・ヴィーティは、比例課税制度は、「作用する経済諸力の自然的余裕を尊重しそれらの間に中立的に残るから、政治的領域では、諸階級と人格の特権復帰の恐れに、経済的領域では、資産の無限の蓄積を妨害しない利益に支配された歴史的時期に固有の租税現象である」(p. 186) と結論する。

次に、デ・ヴィーティは、累進課税制度の是非を論ずる。その歴史的沿革としては、フランス革命後、社会的資産の生産と蓄積が飛躍的に増加したのち、資産の配分問題が相対的に重要性を帯びてくる。その時代の要請が、大土地所有の細分化から始まり、「女子・幼児労働、災難、失業に対する保険義務、労働者年金、最長労働制、最低賃金制、無償国民教育、貧民のための無償医療サービス、公衆浴場、病院看護、出産休暇援助等」の、「我々が〈人民階級のための特別福祉政策〉の名で明示する立法制度」を確立し、「全納税者の負担で公共費用の増大を解消する」(pp. 186-7) ことを必然化する。

デ・ヴィーティによると、大財産の形成と集中という社会的危険に対して、この立法制度

の受益者自身の負担を軽減しようとする傾向、生産問題に対して配分問題が優位に立つ経済政策の一般的傾向の矯正的租税現象として累進課税制度が生ずる。

デ・ヴィーティは、累進課税制度は領域別の2種類の目的をもつと主張する。「① 経済的領域では、それはエルヴェシウス Helvétius (1715-1771) の公式に依じて、『一方の資産を減らし、他方の資産を増やすための』手段であり、財産の水平化をめざす。② 租税的領域では、『一方は他方のために支払う』原理に依じて、公共サービスの費用を配分するための手段である」(p. 187)。すなわち、①と②のどちらでも、この制度は、「主観的価値の衝突^{ついで} *paravento* に隠れず、最も不幸な人のために、大口の支払いを最も幸運な人に要求することで、財産と市民の客観的水平化を実現しようとする」(*ibid.*)。

こうして、デ・ヴィーティは、政治問題の現実の立場として、「人民階級の数の力が優勢な政治的影響力を得ている諸国では、累進課税が富裕者・貧者間の闘争の障壁になると言って良い。貧者が累進課税を始め先へ進め、富裕者は比例課税で身を守る」(*ibid.*)と結論する。

Ⅲ-3. 「累進課税制度——階級闘争の障壁」

しかしながら、最も先進的な諸国では、所有を盗みと宣言し、補償なしに収用を要求する古い形式は、もっと緩和された闘争形態に変容している。そのために、デ・ヴィーティは、旧来の階級闘争から近來の階層構成の変容の関連で、累進課税制度の適用の結果如何を検討することになる。

彼によれば、新社会の構成は、各人を生まれた地位に固定する〈身分〉*status* ではなく〈生成原理〉*principio del divenire*、すなわち、諸階級の変遷 *avvicendamento* に基づいている。しかも、富裕者・貧者間の闘争は、もう閉じられた領域で決定された2つの階級間では展開しない。新社会では、資産の段階的変化を示すますます多数の集団の階梯 *scala* が存在する。すなわち、2階級集団の間には、多種の新興集団が生成し、これが衝突への利害対立を和らげる「緩衝機構」*sistema di cuscinetti* を形成する。近代の大工業組織は、生産の指導的・知的要因の重要性を高めた。だから、近代の労働者は、より多くの生産物の配分を要求して資本家、企業家、発明家とたたかったが、資本、経営、発明なしには、すなわち、労働力だけでは、大工業組織は、更に生産物を豊富に安価に供給できないことを知る。こうして、労働者階級も、生産増加と大企業の形成に反対することに利益がないか、あるはずがないことを悟る。こうして、2階級集団は、政府の特別福祉政策を受け入れる。

この「特別福祉政策 *politica dei benefici speciali*」は、全体的効果では産業的自由の経済制度であり、税制面では比例課税制度になる。しかも、この政策によれば、租税負担が、富裕者階級に比例的に増加するだけ、貧者階級に比例課税の分担額の減少、すなわち、補償的軽減になる。この国庫の秩序の限度内での分担額の調整から、特別福祉政策と論理的に結合

した新興中産階級の補完部分から軽減された累進課税制度が出てくる。

デ・ヴィーティは、「これが累進課税〔制度〕の活動 *vita* の第1段階である。すなわち、それは、最低所得納税集団が最高所得納税集団に行使した〈内部圧力〉から生まれたが、特別福祉政策が最低所得納税者に及ぼした〈外部圧力〉によって進められた」(p. 190)と主張する。階級闘争の沿革では、累進課税制度は、貧者階級による租税負担の免除闘争から始まったが、国庫的秩序での新興中間階級の負担額の再調整が、特別福祉政策を通じて富裕者階級にも租税総負担の増加を促したのである。

累進課税制度は、公共支出総額の配分の一般的方法であり、まず富裕者階級の大所得に租税総負担を転嫁する根拠を見いだすことになる。近代諸国では、プロレタリアートとプティ・ブルジョワジーが常に新たな公共支出を要求するために、彼らの政治的影響力の増加を駆使して、租税負担増を最富裕者階級に転嫁するために最も適切な手段を持っているからである。

ところが、デ・ヴィーティは、「累進課税制度は、最初の控え目な限度の歯止め *argine* が壊れると富裕者階級には過度に反対する武器に変わる傾向がある。彼らは、もともとあったことか、所与の時期にあったかもしれないことよりも、むしろ、これから起こるかもしれないことのために、累進課税制度に反対する。すなわち、それはひどく増加する財産の段階的押収の恐れがあるからだ」(p. 191)とも指摘する。

Ⅲ-4. 「累進課税制度のディレンマ」

しかし、デ・ヴィーティは、その過程については歴史的事実を見れば足りるとし、すぐに累進課税制度の直接的な経済的・財政的分析に移る。

彼は、累進課税制度で通増的な国庫の財政需要を充足していくには、高率の累進率を導入する必要があると考える。高額所得の各1,000リラに付き何リラかずつ小刻みに税率を上昇させる微温的な累進率の徴税では、国庫目的は達成されない。ところが、高率の累進率を適用すれば、貯蓄・生産増加を阻害するだろうし、高率の税率を避けるために、大規模所有地や大企業の細分化を急き立てるだろう。更に、デ・ヴィーティは、「今日、自由資本の収益がいつそう高くなる国が、市場均衡の役割を果たしている」から、国家による私的所有財産の「確認手段の裏をかくことがますます困難になれば、自己貯蓄の国外投資〔逃避〕がますます容易になること」(p. 193)も指摘する。資産の生産と分配に関するこれらの経済的結果が、租税逃避のために起こるなら、それだけ歳入減となり、国家予算収支の逼迫を招くだろう。

デ・ヴィーティはこの問題の解決策として、「今、10%で財政需要をまかなう比例課税制度から同じ需要をまかなわねばならない累進課税制度に移る必要がある仮説」(p. 194)を立てる。

すなわち、「最低所得カテゴリーを10%以下の6%に、中間所得カテゴリーを10%に、最高所得カテゴリーを14%に制約する。我々は、初期には、6%、10%、14%の3つの累進率が、単一の10%ではなくて、財政需要を補完するように、算術的に計算されると仮定しよう。／今、現存の大財産の細分化の経済的結果が確認されるや否や、これらは中間所得カテゴリーに入ることになるから、14%ではなくて10%を支払うだろう。租税収入総額が減るから、累進的分担額の階梯を上げねばならない」(ibid.)。

すると、それが、更に「細分化過程を際立たせ、低額所得のカテゴリーに入るように、中間財産のカテゴリーにもその過程を拡げることになる。その過程は、財産の水平化傾向 livellamento tendenziale によって、事実上も、分担額の水平化、すなわち、比例課税制度に戻るまで続くだろう。こうして、累進課税制度は自壊することになる」(p. 195)。

結局、累進課税制度は自壊し、極大財産と大財産は細分化したが、中小財産総額は国富総額を減らさず、国庫は10%の比例課税制度への復帰で歳入の犠牲なしに財産の水平化の社会目的を達した。

しかし、そこには2つの問題がある。すなわち、① 国庫は将来の歳入の増加を計算できず、② 歳入不足を避けるために、累進課税制度が低額財産カテゴリーに約束した租税軽減措置を放棄せざるを得なくする。財産の水平化政策は租税負担の貧民階級から富裕階級への移転政策と矛盾する。だから、この政策を実効あるものにするには、必然的に累進課税制度を狭い範囲に留めねばなるまい。デ・ヴィーティは、この問題を次のように小括する。「この政策の最大収益点は、a) 貯蓄の妨げにならないように、上述の中間資産から比例分配額を適用し、b) 資産の蓄積が国家に所得増加を自動的に保証するのに準じて、最下位財産の租税負担を次第に軽減することにある」(ibid.) と。

ところで、現代の文明先進国では、異なった所得カテゴリー間の国富配分がどうなっているのかは統計的に明らかである。それは、端的に、独楽 *trottola*、紡錘 *fuso*、矢 *freccia* の形で示される。それを前提に、デ・ヴィーティは、「財政統計は、独楽とか紡錘の最大直径 *massimo diametro* に一致する線以下の所得のために、我々に十分完全なデータを与えた」(p. 196) と主張する。

「紡錘最上位の第1部門を占める個人の最高財産総額は、紡錘の中心の上位の点から進んで、第2部門を占める個人の最低財産総額を示す割合より低い国富総額の割合を示す。／しかし、紡錘の最低点の方へ中心から下に進むと、最低財産総額も、その国富総額の逓減的割合 *percentuale decrescente* を示すようになる」(ibid.)。

更に、デ・ヴィーティは、ヴァーグナー Adolph H. G. Wagner (1835-1917) のザクセン *Sassonia* の数字例をあげて具体的に説明する。

ここでは、所得配分と所有者配分が独楽とか紡錘よりもむしろピラミッド *piramide* を連

表 1

所得カテゴリー	所得数	総 額
マルク		マルク
800以下	830,000	381,000,000
800～3,300	227,000	330,000,000
3,300～9,600	24,000	134,000,000
9,600～26,000	4,000	62,000,000
26,000～100,000	900	39,000,000
100,000～300,000	85	16,000,000

想させる。しかし、我々が800マルク以下の所得配分をたどれば、おそらく独楽の形が思い浮かぶだろう。

加えて、デ・ヴィーティは、プロイセン Prussia の土地統計局の数値も援用して説明する。「最近のプロイセンの統計は、租税も免除される900マルク以下の曲線の動きを示して遺漏を補い、紡錘の形を正確に再現している。／それは、少なくとも多様な納税者階級に言及している統計だから、引用に値する」(p. 197)。

表2の第1欄は、各四角形の面積が各個別階級所得の増加をはかる図1に描かれる²³⁾。

見られるように、数字例の表と図は、最高か極大財産の最上位点の方に、最低か極小財産が最下位点の方に向かうのに、平均財産総額が、紡錘の中心の大きな部分を占める一般的事実を証明している。

財政需要に最も貢献するのが平均財産型だという事実を踏まえれば、同時に、資産配分をめざす累進課税制度が、この平均財産型に最も配慮しなければならないことは自明である。「なぜなら、もしこれら [平均財産型] に前にあった比例課税 [制度] より低い割合が、と言うより、細分化に駆り立てるより高い割合が適用されるなら、このことが歳入を減らすだろうから」(p. 200)。すなわち、表と図のVIの1,050～3,000マルクの階級とVの3,300～9,500マルクの階級の財産に対して、前にあった比例的分担額が軽減されたなら、同じことはプロイセンでも起こるだろう、とデ・ヴィーティは指摘する。

こうして、表2と図1によれば、大財産は、10,500マルクを含めれば、総額42億8,700万マルク、900マルク以下の小財産は、50億1,400万マルクである。例えば、比例課税制度で全員10%の租税を支払うとすれば、900マルク以下の所得を免税するためには、大財産の負担で

23) 「平方根から引き出されて、各階級の総所得に面積が等しい四角形が形成された。その図は紡錘形をよく再現している」(p. 198) [デ・ヴィーティ自身の注記]。

表 2

納税者階級	個人所得 (マルク)	階級毎の 所得総計 (100万マルク)	総国民所得 との比率 (%)	納税者総数 との比率 (%)
I.	1,000,000マルク以上	224	1.00	
II.	100,000～1,000,000	1,027	4.59	
III.	40,000～100,000	1,237	5.53	
IV.	10,500～30,500	1,799	8.04	
V.	3,300～9,500	3,130	14.00	4.1
VI.	1,050～3,000	9,942	44.43	42.4
	900マルク以下	5,014	22.41	48.8
VII.	900	1,541	6.90	
VIII.	800	1,203	5.30	
IX.	700	867	3.80	
X.	600	702	3.10	
XI.	500	440	2.00	
XII.	400	260	1.00	

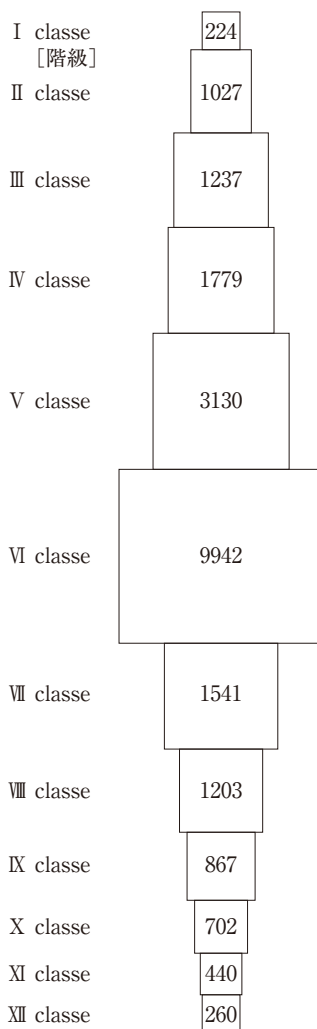
22%の分担額が必要になっただろう。

更に、例えば、大財産が10万マルク以下の所得からなるとして計算すれば、補償の割合は、なお22%から50%にまで上がるだろう。このような大財産への累進課税率の上昇は、当然平均財産所有者の上昇志向を削いで、貯蓄精神も減退させるだろう。すると、小財産を補償する課税源泉である大財産は増えず、むしろ減ることになれば、この減免政策はますます狭い限度に追いやられてしまう。

以上のような分析から、デ・ヴィーティは、租税の水平化をめざす小財産への減免政策の展開の方途を「上述の平均財産から比例課税になる累進課税制度」に求め、結局「租税の持続的で逡増的な最大利益が保証される国庫利益と持続的で逡増的な最大の負担軽減を得る準富裕階級の利益が、資産蓄積に対する闘争の武器である累進課税を阻止する2つの自動ブレーキ *freni automatici* である」(p. 201) と結論する。

最後に、所得税問題の小括として、デ・ヴィーティは、多様な租税体系を秩序良く配列した3原則を提唱する。「a) 全所得も1部所得も査定を免れないから課税を免れないこと、b) 全所得は1度しか算出せず1度しか支払わないこと、c) 全所得は等しく算出されること」(p. 207)。そのために、彼は、「総括申告 *dichiarazione globale* は、生産、取得、投資を確認し、

図1 紡錘図



流通か消費の行為を現場で捕捉して、遺産分割、販売、賃貸借、保険、貸付、その他契約を発見することで」(p. 206) 厳密に監査すべきことを強調する。

IV L. エイナウデイの「経済的租税と公共価格」

IV-1. 「租税の合理的概念の仮説」

すでに、デ・ヴィーティの大著に「序文」を捧げたエイナウデイ Luigi Einaudi (1874-1961) は、その『財政学原理』²⁴⁾第2部第11章第4節第332項「デ・ヴィーティの理論」で、

自己の租税概念もデ・ヴィーティの主張を踏襲することを明言する。すなわち、「その『財政経済学原理』の初版 [1923年] 以来ずっと、租税を常に私的財の生産費増として考える伝統的理論の誤りの確認から出発して、デ・ヴィーティは、とりわけ、『原理』第2部第9章、1940年で] 正しい理論の幾つかの重要な個別的適用を非常に上品に批判して、いかなる豊かな光が租税結果の論じ方で、租税の合理的概念をもたらすかを明らかにした」(p. 277) と。

エイナウディの「伝統的理論の誤りの確認」は、その『原理』第11章第5節第328, 329, 330項で扱われる①「霰型税」、②「取立て税」、③「経済的租税」で果たされる。

その予備的作業として、まずエイナウディは、従来の租税概念と歳入による使用、公共財・サービスの関連を説明する。「今までは、租税とは、納税者に返さずに金を持ち去ることか何かであると暗に思われていた。租税に与えられる共通の意味は、まさに納税者の資産か所得に及んだ取立て *prelievo* の意味になる。要するに、資産か所得が幾分減らされた。通常には、その仮定は正しくないが、正にその仮定がどう正しいのかを明らかにするには、国家によってなされた租税使用に関してできる限りの仮定全部を提起しなければならない」(p. 270) と。

しかし、エイナウディによれば、①「霰型税」はもちろん、②「取立て税」も伝統的概念に囚われている。特に、②に関して言えば、それは更に納税者に対して①以上に不利益になるだろう。すなわち、「それは〈賠償〉 *taglia* になるかもしれない。従属国に対する外国の征服者政府の仮定では、租税 *imposta* は、自らを富裕化する外国の戦勝国 *stato vincitore* のための手段になり、同時に戦敗国民 *popolazione vinta* を従属させておける」(*ibid.*)²⁵⁾。だから、戦勝国は、従属国 *paese soggetto* に損害を何も償わないどころか、租税で賠償金を取り立てるための軍隊を維持し、敗戦国を経済的貧困に陥らせる。

エイナウディは、このことを数字例で示す。租税は、単に100リラの所得を80リラに減らすだけでなく、生産のために必要な精神的、物質的な条件でも弱める。それは生産を100リラから90リラに減らし、その90リラに対して20%徴発する *preleva* と、生産は72リラに減る。①「霰型税」の結果が拡大再生産され、敗戦国では貧窮化が進む²⁶⁾。

24) エйнаウディの『財政学原理』は、「分析的要約」、第1部「租税から派生しない歳入」全4章、第2部「租税の一般理論」全12章、第3部「臨時財政と公債」全9章、「書誌的注釈」の500頁を超える大著である。

25) フェッラーラもすでに「戦争、略奪の唯一の突発時に、臨時の略奪行為が考えられる。この場合には、取立て税 *taglia* は、洪水と同様、資本部分を破壊し得るし、家屋か農園を破壊するだろう」(Ferrara (1934) Vol. I, *op. cit.*, p. 654) と主張している。

26) ファジャエニは、社会的カテゴリーとしての「エリート階級」の概念の形成過程にふれて、「パレートによって、エリート階級が権力を得て、それを自己の排他的利益に及ぼしたという寓話 *favola* がどうして生まれたのか私は知らない。そういう人は、パレートを1度も読んでいないか、

ところが、近代諸国 *paesi moderni* では、租税の標準的傾向は「経済的租税 *imposta economico*」である。すなわち、租税は蒸発することなく、100リラに対して20リラ徴収した *prelevato* 国家は、共同体 *collettività* に有効な目的に役立てる²⁷⁾。近代文明諸国では、国家は、租税の有益な成果、公共財・サービスが最大になるのに必要なだけの租税額を徴収するので「経済的租税」と言われる。

すなわち、「各家政 *economia familiare* の内部で観察されるのと同じ規則が使われる。上手に管理された家政では、もし所得が100リラだとすれば、その100リラの所得が、家族共同体 *collettività familiare* に最大の恩恵をもたらすように、様々な使用費目の間に配分される。／同様に、産業企業のトップは、ビル建設のための手段を持たないままでも、土地の購入に充てる資本を使い尽くさずに、より経済的に最大所得を得るべき配分を得るように、準備資本を配分しようとする」(*ibid.*)。

だから、同様に国家も、自己目的に必要なだけ租税を徴収し、租税から最大の成果が得られるように、国防のために確保される必要のある一定の軍隊を維持し、裁判、公共秩序、教育、衛生、道路秩序等々を確保するように、それを共同体のために最も利益になる範囲内でなければ、租税は納税者から1リラさえ持ち去らない。

しかし、現実には、もし国家がその公共目的を我々国民に果たさないか、十分に果たさな

かなり誤読したのだ」と主張し、パレートが「エリート階級」と呼ぶものを、エイナウディは、〈強力な党派 *valentior pars*〉である社会的カテゴリーを、必ずしも自己の排他的利益だけを追求しない「政治階級」という概念に構築し直したと解釈する。Vol. I, *op. cit.*, pp. 41-2, nota (1)。

パローネの支配階級概念も、この「政治階級」に近似している。「国家は、それを構成する諸個人の上にも外部にもない。有力な政治家が、そのような割り当てが社会に有益だと信じてか、[国民に]信じさせて、場所と時間に応じて国家にあてがう使命と目的がある」。だから、パローネによれば、支配階級は「〈経済的に支配的な〉階級ではなく、〈有力な政治階級〉」であり、「現代の民主主義の例は、経済的条件を変えようとする政治力であることを証明する」(Barone, Enrico (1937) *Principi di Economia Finanziaria*, Vol. III, Bologna, Nicola Zanichelli, p. 7)。

27) エイナウディは、つとに、この種の「公共サービス需要」に対する諸個人の「無自覚」とそれに対する国家措置の正当性を述べている。「国家機構が一瞬のうちに粉々に砕け散れば、名声、貧困、破滅、無政府から救われるために、人々が、やけになってその国家、ある国家、政府、暴君に救いを求めることが予想されよう。人々全員が、ある国家をもつためなら、生活必需品を除く自分の余剰資産全部を進んで与える」。すなわち、「共同体の担税力 *capacità contributiva*」の問題として、「諸個人の生活必需品を除けば、〈人間の社会的全生産物〉は、諸個人が租税費用と国家の不在の損害を比較しようとしたなら、まさに、国家が、損害なしに彼らの自発的同意で徴収できるものである」(Einaudi, L. (1919) *Osservazioni critiche intorno alla teoria dell'ammortamento dell'imposta e teoria delle variazioni nei redditi e nei valori capitali susseguenti all'imposta*, 「租税償却論及び収入と租税に続く資本価値での変動論をめぐる批判的考察」Torino, in: «*Atti della Reale Accademia delle Scienze di Torino*», Vol. LIV, 1918-19, Bocca, pp. 41-2) と。因みに、エイナウディの「穀型税」(p. 23) の概念も、すでに本論文で現れている。

かったら、市民の所得は、100リラはおろか80リラすらないだろう。所得が80リラ以下しかないだけ、租税使用の効果も少ないだろう。実際、租税は、国民所得の増加要因である。労働、土地、貯蓄と同様、国家は、納税者が80リラの最高所得を得るための本質的要因の1つである。もし租税が、国防サービス、裁判、安全等々で生産に協力できる状態を維持しなかったら、納税者は決して最高所得を獲得できないだろう。

IV-2. 「租税の合理的概念の訂正」

前章のⅢ-4で見たように、デ・ヴィーティと同様、エイナウディも、近代国家の租税目的は「租税総額の徴収と結果的蒸発 *volattizzazione*」どころではなく、所得の貯蓄、資本化を促し、歳出の傾向的膨張に備えて歳入増加をはかることにあると考える。こうして、エイナウディは、歴史的・伝統的概念によれば、実際の税制がどのような結果を招くかを、上述の①「霰型税」、②「取立て税」、③「経済的租税」の事例の訂正として数字例で詳しく解説する。

もし、①「霰型税」の仮説をとれば、「これは、前には100リラの所得があった納税者は、例えば20%の租税徴収後の今、80リラ以上の所得ではじめて勤労意欲を起こすだろう。納税者は、現在の消費を減らさねばなるまいし、将来の消費は、すなわち、支出と貯蓄に対して少し切り詰めねばなるまい。課税前に100リラの所得を持つ納税者は、例えば、80リラ消費して20リラ貯蓄したろう。課税で所得は100リラから80リラに減らされたので、納税者は、現在の消費を80リラから65リラに、貯蓄を20リラから15リラに少し減らさねばならない」(pp. 272-3)。

現在の消費を検討する限り、租税は、消費財や人が享受しようとする快樂量を制限する結果になる。消費財に関する限り、この国の経済活動は縮小する。同様に、課税以前には、20リラ貯蓄することは、20リラと同額の機械、工場プラント、レンガ、建設資材、農業用作物、道路建設の土木作業員の新規需要を生むことを意味した。提供される貯蓄量の減少は、将来財の需要量の傾向的減少を伴う。経験的には、低所得の諸国では、利率は、高所得の諸国よりも高くなる傾向がある。だから、霰型税は、利率の上昇と全資本価値の低下をもたらす。

すなわち、「5%の利率で5,000リラの利益のある家屋は、10万リラと評価された。もし利率が5%から6%に上がれば、5,000リラの同じ所得が8万3,333リラだけの資本〔評価〕に一致するだろう。しかし、租税が、所得を5,000リラから4,000リラに減らせば、6%の利率で資本化された4,000リラは、やっと6万6,666リラの資本〔評価〕にしか相当しない。だから、資本価値は、租税が所得を減らし、所得が更に高い利率で資本化されたという2重の意味で減少する」(p. 273)。

次に、「②「取立て税」は、10リラに対して1リラ〔10%〕ではなくて、単なる生理的生

存を維持するために可能なものを労働者から挑発することになるだろう。希望もなく、楽しみもなく、労働者は、自ら生存に最低限必要なものと国家に支払うべき取立て税を生み出すために強制的に労苦に従わねばならないだろう。労働への限度は、経済的便宜の自由計算〔労働の骨折リ・補償の利益間の比較〕からではなく、労働の骨折リが、他人の利益を減らす便宜や苦痛と虐政の生活を終わらせる絶望的欲求の間の比較から与えられるだろう」(pp. 273-4)。

「賠償金 *taglia*」にも見立てられる取立て税制度では、リスクの高さのために利率が極度に高くなる。5%、6%、7%どころではなく、10%、12%にまでも上がる。つれて全資本価値が下がる。利率が5%なら、10万リラに資本化されて、年に5,000リラの利益になる収入源(土地、家屋等)は、利率が20%になれば、やっと2万5,000リラにしかな資本化されない。だから、この取立て税制度は、仲介人、高利貸し、投機業者の王国になり、経済的、政治的不安定を招き、強力な外国の攻勢にさらされる隷属的になる。

こうして、エイナウディは、以上のような伝統的理論の不備と誤りを退けて、③「経済的租税」の仮説によって、近代国家のあるべき租税類型を追究する。この仮説によれば、「もし租税がなかったら現在よりも多い額で、現在の消費と同様現在の貯蓄を市民に割り当てられたらだろう。それは、消費、貯蓄、生産への刺激 *incitamento* である。市民は、前よりも少なからず多くの所得を自由に使えて、おそらく、前よりも多い割当額を貯蓄にふりむけられたらだろう」(p. 274)。

こうして、以前に最も肥沃な田畑、最も利益の多い産業に限られていた貯蓄投資は、貯蓄量の増加につれて次第に肥沃度が落ちる田畑、利益の少ない産業にも導入される。投資された貯蓄の限界生産性は下がる。利率は上がらずに下がる。もし租税がなかったら利率は5%になったろうが、租税は、利率を5%から4%に下げる効果を生み出す。ある家屋が5,000リラの所得を与え、5%で10万リラに評価されるが、もし租税が利率を5%から4%に下げる効果を生むなら、12万5,000リラの評価を得たらだろう。

最後に、エイナウディは、①、②の伝統的租税制度とまさに逆の、③による国庫の充実と貯蓄の資本化の増進という2重の経済効果を強調する。「国家は、生産活動の増加を最大限助長するように租税収入を活用した。だから、家屋、田舎の土地、産業活動の所得は、5,000リラから6,000リラになり、4%で資本化されたこれらは、資本価値を15万リラに導く」と (p. 275)。

IV-3. 「経済的租税の波及効果」

次に、エイナウディは、③の経済的波及効果を詳細に解説する。「時と共に、それらは複雑になる。利率の低下と共に、生産費も低下する。家屋の費用は、15万リラとか10万リラ

ではなくて、8万リラちょっとですむ。賃貸料も安くできる。より低率で資本化されるので、より低い資本価値に導く。しかし、より多くの家屋があり、他の領域でも然りである」(ibid.)。

こうして、経済的租税の実現は、租税の資本化にだけでなく、その他の全租税徴収にも好結果を及ぼす。現実には、労働者、専門職業者、企業家、農耕者は、他の費用要因を一方を他方から無関係に、最終的な粗収入や純収入から無関係に考えないように、租税にも決して他人とは違った目を向けない。この租税研究の結果は、教育的訓練として立法者の活動の手引きとしても有益である。納税者は、本能的に租税の高さに不平を言うが、彼は次のように利益計算を自由に値踏みできる。

すなわち、「もし指標1の租税に対して、過去の経験から、指標9の自己の純収入が予想されるなら、彼は、指標9の心理的負担を受けるまで自己労働にいそむだろう。しかし、もし指標3の租税に対して、やはり過去の経験から、指標12の自己の純収入が予想されるなら、彼は、指標12の心理的負担を受けるまで自己労働にいそむだろう。納税者が指標12に割り当てる新費用 [3] が、たった今、彼が指標9に割り当てた費用 [1] より多いとは言えない」(pp. 275-6)。

更に、エイナウディは、労働計算で①、②の労働抑制的結果に対する③の労働奨励的效果を強調する。国家を抑圧者としてしか見なさない納税者が、全労働生産物を10で、租税として1か2か3の徴収を実質徴収として考えていれば、霰型税とか取立て税の風土 *clima* では、計算は合っていた。だとすると、労働者は、9か8か7しか収入がないので、自由意志でそれ以上自己の労苦にいそむ理由をもたない。さらなる労苦にも、租税支払いが不可分に結びついているからである。

ところが、エイナウディによれば、経済的租税の仮説や風土では、「納税者は、自分の純収入の取得が、相関的な粗収入の取得と結びついていることを知っているか、それを直観する。もし彼が低賃金か低い租税を支払っても、粗収入は下がるだろうから、自分の純収入も下がることを知っているかそれを直観するだろう。租税1と賃金10（これら2つだけが、彼の費用要因だと仮定して）で、粗収入が20なら、彼の収入は9になる。租税3と賃金20で、粗収入が40なら、純収入は17である。彼は9よりも17を選ぶ。このことは、彼が、租税1よりも3を支払う方を選び、もし経済的なら、租税か賃金を〈事実上〉*di fatto* 考えないことを意味する」(p. 276)。

やはり①、②と同様③でも、人は、租税を負担だと感じるけれども、純収入が増える限りでは、まるで租税が自己所得の最大化要因でもあるかのように行動する。ただ、エイナウディも、現実の歴史過程では、依然①と②も残り、③が排除される事例もあることを認めている。③が優勢になるかどうかは国により時代により違って来る。

以上、エイナウディの①、②に対する③の対比の議論が、まず、第1章のフェッラーラに

よる租税の「哲学的概念」と「歴史的概念」、次に、第2章のデ・ヴィーティによる「絶対主義的独占国家」と「民主的国民国家」の対立図式を継承していることは自明だろう。こうした継承関係に基づいて、エイナウディは、自己の『財政学原理』で、すでに近代諸国で一般化している③を前提にした財政現象の分析を行う。

IV-4. 「私的経済 vs. 公共経済と公共価格」

フェッラーラが示した租税徴収、国庫収入に対する反対給付としての公共財・サービスの提供が、国民諸個人と近代国家の関係の適宜性を示すという認識は、エイナウディの③の発展理論として、市民社会における単なる売買価格とは異なる公共財・サービス価格の分析に導く。

エイナウディは、「一般経済学 *scienza economica generale* が必要一般 *bisogni in generale* の充足を人々から調達する法則を研究する」とすれば、「財政学 *scienza di finanza* は、同じ人々から特に公共的必要 *bisogni pubblici* 充足を調達する法則を研究する」(p. 3) と対象領域を区別する。しかし、市民社会での必要一般と違って、この公共的必要は、私企業の生産手段だけでは満たしきれないから、公共的必要の充足の場面では、単なる一物一価の法則には従わない各種の価格が必要になる。

すなわち、私的経済では、人は、商品を市場で見つけて、価格を支払って自分の必要を満たすが、公共経済では、もはや純粹で単純な価格ではなく、公的要素付きの私的価格(準私的価格 *prezzi quasi privati*)、公共価格 *prezzi pubblici*、政治価格 *prezzi politici*、分担金 *contributi*、租税 *imposte* が必要になる²⁸⁾。これらの異なった価格概念が、私的経済の価格概念から離れれば離れるほど、我々は、ますます典型的な財政現象を経済現象から区別する。

エイナウディは、公共的必要の準備過程、すなわち、財政現象が、どのように私的経済現象から区別されていくのかを具体的に説明していく。

(1) 準私的価格

まず、「準私的価格」は、「森林保全 *conservazione di foreste*」を例として説明される。

28) バローネは、国家が準備する「公共的必要」を「 α) 特殊個別需要と分割可能な供給に変更できる必要(鉄道、郵便、電報等)、 β) 特殊個別需要と分割可能な供給に変更できない必要(国防、安全等)」の2大カテゴリーに分類し、 α) は、私企業で供給されれば〈経済〉価格になり、 β) は、「〈強制的〉形態で、所得を基礎にした基準に準じて、国家によってさまざまな個人に配分される」から〈政治〉価格になり、更に、両価格の間には「公共的必要の中間カテゴリー」として、〈準政治 *semi-politici*〉価格があると言う。この「準政治価格」は、「全消費者間に〈より少ない〉費用を配分する」から「原価か原価割れになる。それは「私企業が生産しない集団の利益に一致した公共的必要」を生産するから、特殊個別需要と分割可能な供給に変更できない公共的必要の〈政治〉価格(あるいは、租税)」に帰着する。Barone (1937) *op. cit.*, pp. 8-10.

① 国家が森林を所有し管理する場合、国家も、私人と同様に森林伐採 tagli del bosco をするが、伐採した薪の販売のためには、市場価格に従わねばならない。もし薪の価格が市場価格より高ければ売れないからだ。しかし、国家は、伐採という私的価格を引き出す排他的利益のために森林を保有しているのではない。国家の森林保有の主目的は、過度の伐採が森林破壊を招き、平野の住民は洪水の被害、溪谷の住民は沼ができてマラリアが発生する被害を受けるから、伐採による薪の売却利益よりもむしろ森林保全の効用という公共利益にある。

国家が、私人より効率的な森林保全者である理由は他にもある。7年から15年で伐採できる森林もあるが、オーク林、モミ林、ブナ林、松林になると、成長して利益を生むには70年、100年、150年は必要で、孫子の代までかかるから、私人の手には負えない。そこへいくと、国家の生命は永遠である。国家管理者は、世代の不断の継続で永遠の生命をもつ。この場合、エイナウディは、国家管理者が、「私的所有者の平均的に用意周到な人以上に先見の明があること」(p. 19) を前提している。

② 国家管理者は、ふつう、私企業経営者よりも経営手腕が劣ると見られている。しかし、森林管理にはそれほど特別な才覚はいらない。1度植林しさえすれば、「間引き、枯木の更新、無許可植林に対する保護、水の浸食に対する土地の保護」(p. 20) や樹木の種類にあった時期に応じた伐採の準備をすればよい。だから、国家の森林経営は簡素で、「経営」というよりも「保護」であり、人を保護する警察の仕事に共通する。

③ 費用の点では、国家経営の方が私的経営よりも安くすむ。森林は広大な面積をもつ方が有利だから、森林警備の点でも小規模の森林をもつ私人よりも、広域の森林をパトロールできる国家の方が優位に立つ。

④ 国家経営は、伐採に適した生育期間の違う樹木をそれぞれ「経済樹齡 età economica」(p. 23) に合わせて自在に伐採できるので、私的経営よりも多くの利益が上げられる。植栽された樹木は、毎年総面積の1/20, 1/30, 1/40, 1/50, 1/100, 1/150の区画の合理的伐採に応じて利益が出るが、小規模の森林所有者は、伐採して利益が最大になる「経済樹齡」にあわせて伐採しにくい。こうして、エイナウディは、国家の植林事業の成果は、私的経済の価格法則に従わねばならないから、「私的価格」だが、同時に、それによって、偶然副次的に分割不可能な公共利益も得られるから〈準私的価格〉だと言うのである。

(2) 公共価格

準私的価格とは違って、公共価格の設定は「国家が自由市場で使用されるのとは違う方法で価格を設定すれば足りる。公共価格の違いの特徴は、まさに市場価格とは違う価格の採用にある」(p. 24)。国家が市町村 comuni は、特別の基準に応じて、鉄道、ガス、水道、郵便、電信、電話事業を営むことができるような場合には、私的価格ではなく公共価格で財、サービスが販売できる。もちろん、上記の事業も私人が競争で営むことができる。しかし、エイナウディは、

「共同体の公益 *utilità pubblica collettiva*」が何かは厳密に言えないがと断りながら、〈関連産業が何であれ、国家が、私人よりも一定の公益を保護できるか、より多くの共同体の公益を得られれば、その事業は公共的になる〉(p. 26)と主張する。

エイナウディは、公共価格形成の研究の1例として鉄道事業をとりあげる。「貨物自動車の競争がない限り、鉄道は完全な自由競争ができないために、1つか何社かのある種の自然独占がある。もしそれらが競争したら、輸送価格は早晚費用以下に下がっただろう」(p. 52)。他種の企業なら、不採算になれば経営を中止でき、機械設備を取り壊したり、そのまま別産業に売却したりできるだろうから、リストラしやすい。しかし、鉄道事業の設備はどうなるのか。レールもトンネルも用済みである。機関車や貨車は売れないかもしれないし、駅舎は大都市にある限りで屋根付き市場か建設用地として売れるだけである。要するに、鉄道の廃業は、固定化、不動化された多くの投下資本の損失につながる。

しかし、ライヴァル企業は、生産費以下への低価格競争による共倒れを防ぐために、商業協定(カルテル)を結んだり、1社に合併したりするだろう。「こうして、鉄道企業の自由競争は宿命的独占に移行する」(p. 53)。この場合、輸送価格は独占者が決定する価格になる。現実には、経営者利益・利用者利益間の対立があるが、市場支配者の独占者は、自己利益がある価格、それも「最大利益のある価格」[独占価格](p. 54)を決定できる。それは利用者利益に真っ向から反する。だから、この場合、国有鉄道なら独占価格を得る必要がないから、利用者保護のために生産費に均衡する鉄道料金を設定できる。こうして、私企業の独占利潤設定による搾取から利用者を保護し、市場の自由競争でなされるのとは違った方法で成立する価格が公共価格である。

(3) 政治価格

次に、エイナウディは、公共価格から政治価格への推移を説明する。「鉄道経営では、国家は、経営者として行動すれば〈私的経済価格 *prezzi dell'economia privata*〉を使用できる」。それに対して、「一定の公共目的を達成するための必要に応じて、全収入・全支出間の均衡を得ようとすれば、〈公共価格〉になる。最後に、総費用を補填するような料金を適用しなければ、政治価格に推移することになる」(p. 68)。国家は、鉄道経営で、固定費用だけではなく経営費の1部も失うことがある。一定の政治的・経済的目的、すなわち、国家防衛、南北イタリア間の絆の強化、最貧地方の支援等を達成するために、国家が、歳出入の均衡抜きで鉄道料金の租税による損失補填をすれば、政治価格になる。

教育部門では、「〈政治価格〉は、高等学校や中学校の領域に適用される。利用者である生徒が、高等教育か大学教育を受けるために支払う総額は、国家が支える費用を下回る。しかし、[国家の]損失は、確かな教育を身につけた指導階級がそれを必要とする限り、研究手段を提供し、科学とその応用の発展に貢献できる実験室や図書館のある共同体に有益である

限り、中高等教育がそれを受ける人々への利益だけではなく全社会にも有益だと考えられるために支持される」(p. 70)。

更に、エイナウディは、初頭教育の場合には、「政治価格」ではなくて〈租税〉が適用されると言う。「学校は無料であり、それどころか、義務であるとされた。／たとえ少額でも、初等教育に対する料金 *tassa* は出席の妨げになるし、結果的損害が全国民に重くなるとみなされる」(*ibid.*)。初等教育は、個々人ばかりではなく国家の利益にも影響するから、国家が、市町村とともに、租税を通じて料金を負担することは、国民の誰にでも理解される。

小括として、エイナウディの主張する「公共価格」と「政治価格」の違いと特徴を再確認しておこう。「公共価格では私的利益が支配する」(*ibid.*)。私人が旅行で支払う鉄道料金、国家の中高等教育機関に支払う学費は、相応の「公共価格」である。「国家は、〈全体で価格が費用を超えるのを阻止することに〉限定する」(p. 71)。すなわち、サービス価格に必要な費用に一致する価格が「公共価格」になる。ところが、「政治価格」の場合には、もっと公共的要素をもつ。「国家は、文化の進歩や指導階級の形成の利益に、提供される総教育費を下回る価格を支払わせることで、中高等学校教育の奨励を有益だとみなす。赤字には、納税者によって支払われた租税で補填する」(*ibid.*)。

エイナウディは、両者の「排他的特徴 *caratteristiche esclusive*」は決して語れないと断りながら、「とりわけ、公共利益が、国家が原価 *costo* より高い利用者の支払いを阻止する利益から成り立つなら、公共価格の領域になり、逆に、とりわけ、公共利益が価格と違った目的にかかわり、これらの他の目的を達成するために、国家が原価より安い価格でサービスの提供を決定するなら、政治価格の領域になる」(*ibid.*) と区分する。

別の側面から言えば、「公共価格」は「完全に分割可能な個人的必要の費用」に支払われ、「政治価格」は「1部は分割不可能な個人的必要の費用」に支払われる。エイナウディは、それを以下のように概括する (p. 73)。

公共事業	① 分割可能な必要と分割可能な費用	② 分割不可能な必要と分割不可能な費用
鉄道	旅行、商品の発送	文化の普及、国土防衛、後進地域の育成
飲料水	飲み水、台所の使用、個人的清潔	清潔の宣伝による伝染病の予防
研究所	教育、職業資格免状	教養指導階級の要請、科学的発展の奨励

この分割可能か不可能の側面から見れば、同じ鉄道事業でも他の事業でも、①の財・サービス提供の場合、国家の原価に一致すれば「公共価格」が成り立ち、②の項目では、国家の原価を割り込んで租税補填される場合に限り「政治価格」が成り立つことになる。

(4) 分担金

エイナウディは、分担金を「〈公共的で多産な利益のために公共団体が行う公共事業の際、

不動産の私的所有者が個別利益に対して公共団体に義務的に支払う補償金 *compenso*」(p. 82)と定義する。すなわち、道路、運河、橋は、公共事業として、人の旅行、商品の発送、文化の普及、国防のための軍隊の移動などのために建設される。これらは、元来公共的で分割不可能な必要を充足するものだが、同時に、それらに近接する土地、工場等の私的不動産所有者に、土地の値上がり益という分割可能な個別利益も与える。分割不可能な必要に対しては租税補填がなされるが、近接地の私的不動産所有者の分割可能な利益には、共同体成員の義務として相応の個人負担、「分担金」が必要である。

なお、政治価格は、国家が生産するどんな種類のサービスにも支払われるのに対して、分担金は、「〈不動産利益のためだけの補償金〉」(p. 83)である。要するに、分担金は、公共事業の行われた近接地の値上がりという分割可能な受益の対価として、不動産所有者という特定個人が1回限り国家に支払う価格である。

IV-5. 「租税論」

租税論は、以上のように、第1部で「私的価格、準私的価格、公共価格、政治価格、分担金の制度を検討した後」(p. 91)、第2部第1章から展開される。

エイナウディは、租税論は「財政学の最高の特徴」であると同様、「錯綜した問題の最大の要約を示す特徴」(*ibid.*)と位置付ける。これまで私的価格から分担金までの移行過程で、公共的要素が少しずつ重要性を増すのが見られた。「政治価格」と「分担金」は、分割可能な費用部分だけを補填して分割不可能な費用部分は放置するが、「租税」は、分割不可能な費用部分を補填する。

租税の問題は、「特別にではなく、一般に全員の恩恵になる数100億リラの全歳出を〈全納税者〉にどのように配分するか」(*ibid.*)ということである。しかし、国家が、国民諸個人に提供する公共サービスには分割不可能なものがある。まさに、そのサービスの効用が分割不可能なために、諸個人がそのサービスを意識的に需要しない場合には、国家は生産費補填のために、あらかじめ全納税者から所得額に準じて租税を徴収する。

エイナウディは、この適例として公安 *pubblica sicurezza* をあげる。すなわち、国家は公安サービスを与えるが、このサービスのどれだけが国民 *consociati* の誰彼の利益になるかを知らない。国家は、前もって価格を支払った人にだけ公安サービスを与えるのではない。しかも、誰が公安サービスの費用を支払ったかを事前調査する暇もない。泥棒や暗殺者が、費用を支払わなかった国民にやりたい放題するのを見逃すわけにもいかない。

更に、国家は「カイオ、ティツィオ、センプロニオ [例示の仮名] の全員」に、国防、公安、司法の公共サービスを与えても、誰彼にどれだけ与えたか分からない。「1年に100億リラと評価される国防費か利益に対して、個々の市民の負担額 *aliquota* が幾らかどうして分

るのか」(p. 94)。すなわち、分かることは、各人の負担分ではなく、全市民の費用と利益だけである。

だから、たとえ公安サービスの必要性をよく理解した納税者がいたとしても、税金は元来忌み嫌われるから、非納税者数が増加すれば、分割不可能なサービスの費用が同額のままでも、「少数の自発的納税者 *pochi volonterosi*」の負担は重くなるだろう。早晚、少数の自発的納税者も租税負担しきれない時が来るだろう。だから、公安サービスを持続して「国家が存続しようとするれば、[租税] 支払いを[国民] 全員に強制しなければならない」(*ibid.*)。

「長期恒常性 *consolidamento*」概念も租税認識に不可欠の要因である。納税者国民は、ふだん平穏無事な日常生活をおくっていても、それが公安サービスのお陰だとは思っていない。彼らが、外出して、道で泥棒や暗殺者に会うかもしれないという不安が起こってはじめて、公安サービスの必要を感じる。しかし、国家は、納税者が認識しようがしまいが、需要しようがしまいが、すでに常日頃から持続的に生産費を投入して公安サービスを充足しなければならない。納税者が、危難に会ってそれを需要した時に公安サービスを用意したのでは遅いからだ。

だから、「国家は、固有の公共的必要[公安]を充足するために必要な手段を確実に持たねばならない。このような確実さは、もし国家が全納税者に対して公共の必要を充足するために必要な金銭的手段の貸与の任務を〈強制的に〉配分しなければ、すなわち、租税を設けなければ得られないだろう」(p. 96)。だから、租税は、納税者が日常的には認識も需要もしない分割不可能で長期恒常性の必要のある公共サービスの原資として必要不可欠なのである。

以上、第4章では、エイナウディの『財政学原理』に基づいて、彼が、フェッラーラの租税の「歴史的概念」が暴く伝統的概念の誤りの批判を受け継ぎ、デ・ヴィーティの類型化した①独裁国家型、②民主国家型のうち②を前提にして、自己の「経済的租税概念」の全容を展開したことを明らかにした²⁹⁾。エイナウディは、分割可能な財・サービスの私的価格の市場社会から、次第に分割不可能性の高まる財・サービスの非私的価格の支配領域に分析を進めて、租税の任務が単に国民・納税者からの控除・蒸発にはならず、反対給付として

29) しかしながら、エイナウディが、もとより、歴史的現実での「最適租税」適用の困難、徴収実態のひずみも十分認識していることは言うまでもない。「国家目的は変化し、つれて最適租税 *imposta ottima* も変化する。否むしろ、最適課税は、どんな時にも決して完全には存在しない。租税法は、常に立法者の遅鈍のために、租税が一般社会で遅れて存続せざるを得ない経済的、社会的、国家的均衡の変化の後を追うことになる。なお立法基準も、歴史的に克服された経済段階に合わされた点に固定され、その不動性 *fissità* が摩擦、費用、苦痛の原因になる」(Einaudi, L. (1929) *Contributo alla ricerca dell'«ottima» imposta* [「最適」租税研究への寄与], Milano, in «*Annali di Economia*» dell'Università Bocconi, Vol. V, p. 79)。

共同体的利益にどのように還流するのかを委細を尽くして説明した。

しかしながら、エイナウディは、当初より、「分類は、経済学の専ら固有の私的価格から、財政学の特別な特徴的事実である租税にまで、無限に多様で錯綜した現実が命ずるように、財政学の世界でも、我々が自覚しあって納得することで、次第に変化するものである」(p. 9)と、財政学の各概念の流動的、恣意的要素の調整、克服の必要性を認めている。

V. 展 望

1861年2月18日、新旧地方の代表者である上院議員120人、下院議員443人がイタリア議会第1回会議に召集され、ともかくイタリアは1つの全体になった。イタリア近代国民国家の内部では独自に自由主義、近代民主主義、宗教的自由、臣民 *sudditi* から市民 *cittadini* への変化が生じ、選挙、義務教育、初等教育が実施された。統一後の政治的指導階級は、イタリアの後進性打破、貧困の除去、消費水準・公共精神の向上と共に国民性原理の形成を促進した。2,000万イタリア市民に文明的ヨーロッパ人が享受した公共サービス、鉄道、学校、郵便、電報、港湾、公安が、提供された。

しかし、「大部分のイタリア人には財政認識、すなわち、租税とは、国家や市町村によって与えられるサービスの対価に他ならないという自負が欠けているので紛糾することになる。換言すれば、イタリア人たちは、彼らの大部分が、取立て税 *taglia*、内国消費税 *gabelle*、賦役 *corvées* を支払ったのに、権利と義務の最低の意識ももたなかった」(p. xvii)³⁰⁾。

マロンジュのこの指摘は、現実のイタリア立憲王制下での一般国民の財政認識が、本論の①独裁国家型から②民主国家型への過渡的流動状態にあることを示唆するものである。こうした現実を踏まえて、イタリア財政学研究は、もはや臣民ではなく国民の共同体的一体性実現の要請にこたえねばならなかった。フェッラーラ、デ・ヴィーティ、エイナウディは、いずれもイタリア財政学の民主的共同体的構想の伝統に則って議論を展開したのであった。

ブキャナンは、この時期のイタリア財政学の展開を概観して、「パレート *Vilfredo Pareto* (1848-1923) が、[①から②への] この進化の強調を完全に移行させるのに成功した。所与の時期で、特定の集団が政治力を発揮し、全集団の個別成員は2つの広いカテゴリー、支配集団と被支配集団に分類される。財政活動は、もっぱら支配集団の行動によって説明されることになる」³¹⁾と解説している。つづいて、ブキャナンは、パレートの伝統の継承者として、プヴィアーニ *Amilcare Puviani* (1854-1907)、マレー *R. A. Murray*、ボルガッタ *Gino*

30) Marongiu, Gianni (2019) *La politica fiscale dell'Italia liberale (1861-1922)* 『自由イタリアの財政政策』, Torino, G. Giappichelli Editore.

31) Buchanan (1960) *op. cit.*, p. 36. 邦訳 (1991) 203頁。

Borgatta, バローネ Enrico Barone (1859-1924), ファジアーニ Mauro Fasiani (1900-1950), コシアーニ Cesare Cosciani の名をあげる。

このうち、ブキャナンは、国家の意志決定による財政活動の説明は、経済学ではなく社会学でのみ可能だとするパレートの主張を特にボルガッタが継承したが、それはさほど成功しなかったと言う。同じく、ブキャナンは、後にパレートとは別のアプローチで支配階級の財政活動の経済理論を構築しようとしたイタリア人学者として、プヴィアーニ、バローネ、ファジアーニ、コシアーニの名をあげている³²⁾。しかも、彼らの個人主義的アプローチでは、「個人 vs. 国家が議論の中心であり、財政錯覚 *fiscal illusion* [*illusione finanziaria*] の創造を通じて活動を隠そうとする国家の努力が分析の重要な部分であった」³³⁾。

こうして、租税論は、本稿で論じたエイナウディの③「経済的租税」を前提に、国家権力を掌握した支配階級が、「自由な」投票行動で政府を選択した納税者に租税を賦課し、それに対する反対給付である公共財・サービスを提供する際の合理性、適宜性如何の議論に移行する。なお、ブキャナンは、財政学研究全般の傾向を鑑みて、一方で「イタリアの学者が、折々財政経済学の基本目的、問題解決」を見逃したとすれば、他方で「英語系の学者も、その分析、特定問題の解決が方法論的枠組みに条件付けられていることを認識できなかった」³⁴⁾と彼我の研究態度の功罪を鋭く指摘している。

その点で、ブキャナンが、イタリア人の貢献として最も注目し値する理論の1つとするのは、プヴィアーニの『財政錯覚論』³⁵⁾における国家の租税徴収と反対給付の適宜性と虚偽性如何の分析だろう。ただ、本書は出版された直後の1941年には注目されず、1950年代にはじめてその貢献が評価され、1960年にはドイツ語に翻訳された。イタリア国内で、プヴィアーニに特に注目したイタリア財政学者はファジアーニ³⁶⁾であった。

ファジアーニは、その『財政学原理』で、本稿で詳述した「方法論的枠組み」としての国家類型論の①と②に加えて、③「後見的 *tutorio*」型を前提にして議論を展開している³⁷⁾が、それとの関連でプヴィアーニの「財政錯覚論」の是非を随所(45カ所)で検討している。

32) *ibid.*, pp. 36-7. 邦訳, 203-4頁。但し、日向寺純雄は、その著の偏別構成を「第2部 経済学派の理論構造」, 「第3部 社会学派の理論構造」とし、後者の第13章「財政錯覚論」でプヴィアーニを扱っている。xi頁, 337-55頁。

33) *ibid.*, p. 37. 邦訳, 204頁。

34) *ibid.*, pp. 37-8. 邦訳, 205頁。

35) Puviani, Amilcare (1973) *Teoria della illusione finanziaria*, a cura di Franco Volpi, Milano, ISEDI.

36) Buchanan (1967) *op. cit.*, p. 128.

37) Fasiani (1951) *op. cit.*, Vol. I. pp. 63-71. コシアーニは、ファジアーニの3類型を、前記, 注8)の自分の3類型との関連で詳しく論じている。Cosciani (1953) *op. cit.*, pp. 57-8.

その詳細な検討は別稿に期したいが、ここでは、ブヴィアーニの「国家の評価判断を修正する傾向、より詳細には、夢想家 *illuso* の福祉に関する結果における錯覚は、〈楽しい〉、〈楽観的〉か〈悲しい〉、〈悲観的〉かである。楽観的錯覚 *illusione ottimistica* は、政治団体から得られるか達成される利益総額を実際よりも多く、それらが要求する租税総額を実際よりも少なく見せて、印象 *effetto* として我々の福祉を増やすか、我々の労苦を減らせば起こる。以後、これによって、我々の政治団体や生活の考え方が、調和的で有益な制度に導かれるから、錯覚は楽観的だと言える」(p. 6) という主張を受けた、ファジアーニの「一般的には、楽観的錯覚は、印象として、独占的国家では、エリート階級が犯しがちである搾取の認識を被支配者の意識では軽減することになる。／目下、被支配者の抵抗に打ち勝ち、それを克服するには、楽観的錯覚が、支配者のためにいかに十分利用されるかが良く理解される」(p. 79) という指摘を引用しておく。

見られるように、イタリア財政学研究は、伝統的に、ブキャナンが功績だと評価した「方法論的枠組みとしての」国家類型論を前提にして行われてきた。しかも、それに基づいて、ブヴィアーニが『財政錯覚論』で問題提起し、ファジアーニが正面から受け止めた財政学における租税徴収と公共財・サービスの適宜性と虚偽性の是非を扱う「財政錯覚論」は、イタリア財政学研究の伝統を超えて、なお現代財政学の課題でもある重要な主題と言って良い。

例えば、ブキャナンは、「財政錯覚」に関連して、ブヴィアーニは特定していないがと断りながら、アメリカの近年の「国防費」について、「近年、この国 [アメリカ合衆国] では、ほとんどあらゆる型の支出は、「国防」*national defense* という何にでも対応できる *catch-all* カテゴリーによって正当化されてきたし、この予算カテゴリーを神聖不可侵 *sacrosanct* にする積極的な試みが官僚機構によってなされてきた。もし実際に、この目標が達成されるなら、財政錯覚は完全になり、行政当局はすべての公的抑制を効果的に除去しただろう」³⁸⁾ という指摘に注目すれば足りる。

参考文献

- Barone, Enrico (1937) *Principi di Economia Finanziaria*, Vol. III, Bologna, Nicola Zanichelli
 Bellanca, Nicolo (1993) *La teoria della finanza pubblica in Italia 1883-1946*, Firenze, Leo S. Olscki Editore
 Buchanan, James M. (1960) *Fiscal theory and political economy*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press (田中清和訳 (1991) 『公と私の経済学 ブキャナン経済学のエッセンス』多賀出版)
 ——— (1967) *Public finance in democratic process, fiscal institutions and individual choice*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press

38) Buchanan (1960) *op. cit.*, p. 63. 邦訳 (1991) 226頁。

- Cosciani, Cesare (1953) *Principii di Scienza delle Finanze*, Torino, UTET
- De Marco, Antonio De Viti (1898) *Saggi economia e finanza*, Roma. Ed. del « *Giornale degli economisti* »
- (1953) Lettera a B. Griziotti, *Saggi sul rinnovamento dello studio della scienza delle finanze e del dritto finanziario*, Milano, Giuffrè
- (1961) *Principi di economia finanziaria*, Torino, Paolo Boringhieri
- Desiderio, Giancristiano (2020) *Croce ed Einaudi teoria e pratica del liberalism*, Rubbettino Editore
- Einaudi, Luigi (1919) « *Atti della Reale Accademia delle Scienze di Torino* », Vol. LIV, 1918-19, Torino, Bocca
- (1929) « *Annali di Economia* » dell'Università Commerciale Luigi Bocconi-Milano, Vol. V
- (1945) *Principi di scienza della finanza*, Torino, Giulio Einaudi
- Fasiani, Mauro (1951) *Principii di scienza della finanze*, 2 Vol., Torino, G. Giappichelli Editore
- Fauci, Riccardo (2017) *A History of Italian Economic Thought*, Routledge, London and New York
- Ferrara, Francesco (1934) *Lezioni di Economia Politica*, Vol. I, Bologna, Fratelli Treves Editore
- (1935) *Lezioni di Economia politica*, Vol. II, Bologna, Reatelli Treves Editore
- Marongiu, Gianni (2019) *La politica fiscale dell'Italia liberale (1861-1922)*, Torino, G. Giappichelli Editore
- Musgrave, Richard A. (1959) *The Theory of Public Finance*, Tokyo, Magraw-Hill
- Pantaleoni, Mlaffeo (1907-8) *Lezioni di economia politica dette nell'Università di Roma* l'anno accademico 1907-8, Stab. Tipografico Ferri
- (1925) *Erotemi di Economia*, 2 Vol., Bari, Gius. Laterza & Figli
- Puviani, Amilcare (1973) *Teoria della illusione finanziaria*, a cura di Franco Volpi, Milano, ISEDI
- Ricca Salerno, Giuseppe (1888) *Scienza delle finanze*, Firenze, G. Barbera, Editore

